

第1回定例会会議録

令和2年 3月 4日（水）

開 会 午前10時00分

――― 日程第1 開会宣言 ―――

○議長（五味高明君） おはようございます。これより、令和2年第1回御代田町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

――― 諸般の報告 ―――

○議長（五味高明君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。
木内議会事務局長。

（議会事務局長 木内一徳君 登壇）

○議会事務局長（木内一徳君） 書類番号1番をお願いします。

諸般の報告。

令和2年3月4日

1. 本定例会に別紙配付のとおり町長から議案32件・報告4件・諮問1件が提出されています。

2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。

3. 本定例会に別紙配付した陳情文書表のとおり陳情1件が提出され受理しました。

4. 本定例会に説明のため町長ほか関係者に出席を求めました。

5. 本定例会における一般質問通告者は、荻原謙一議員ほか8名であります。

6. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次ページからは、監査委員の例月現金出納検査、定期監査報告書ですので、後ほどご覧ください。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折りに報告しますので、

この場においては省略させていただきます。

以上です。

○議長（五味高明君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（五味高明君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、あらかじめ、議会運営委員会を開催し、審議してありますので、議会運営委員長より報告を求めます。古越 弘議会運営委員長。

（議会運営委員長 古越 弘君 登壇）

○議会運営委員長（古越 弘君） 議会運営委員長報告書。

それでは、報告いたします。

2月26日、午前10時より、議会運営委員会を開催し、令和2年第1回御代田町議会定例会に提出の議案、一般質問等についての審議日程を決定したので報告します。

本定例会に町長から提出された案件は議案32件、報告4件、諮問1件の計37件であります。

一般質問の通告者は9名であります。

12月定例会以後、提出された陳情が1件あり受理しました。これにより、会期は本日より3月16日までの13日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程につきましては、書類番号1、31ページをご覧ください。

会期及び審議日程表を説明いたします。

第 1 日目 3月 4日 水曜日 午前10時 開会

諸般の報告

会期の決定

会議録署名議員の指名

町長招集のあいさつ

議案上程

議案に対する質疑

議案の委員会付託

第 2 日目 3月 5日 木曜日 午前10時 一般質問

第 3 日目	3 月 6 日	金曜日	午前 10 時	一般質問
第 4 日目	3 月 7 日	土曜日		議案調査
第 5 日目	3 月 8 日	日曜日		議案調査
第 6 日目	3 月 9 日	月曜日	午前 10 時	町民建設経済常任委員会
第 7 日目	3 月 10 日	火曜日	午前 10 時	町民建設経済常任委員会
第 8 日目	3 月 11 日	水曜日	午前 10 時	総務福祉文教常任委員会
第 9 日目	3 月 12 日	木曜日	午前 10 時	総務福祉文教常任委員会
第 10 日目	3 月 13 日	金曜日	午前 10 時	全員協議会
第 11 日目	3 月 14 日	土曜日		休会
第 12 日目	3 月 15 日	日曜日		休会
第 13 日目	3 月 16 日	月曜日	午前 10 時	委員長報告 質疑・討論・採決・議会構成 閉会

続いて、各常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告いたします。

32 ページをお願いします。

常任委員会

町民建設経済常任委員会

3 月 9 日 月曜日 午前 10 時 委員会 1・2

3 月 10 日 火曜日 午前 10 時 委員会 1・2

総務福祉文教常任委員会

3 月 11 日 水曜日 午前 10 時 委員会 1・2

3 月 12 日 木曜日 午前 10 時 委員会 1・2

全員協議会

3 月 13 日 金曜日 午前 10 時 委員会室 1・2

以上で報告を終わります。

○議長（五味高明君） ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より 3 月 16 日までの 13 日間といたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より3月16日までの13日間と決しました。

―――日程第3 会議録署名議員の指名―――

日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長において

2番 荻原謙一議員

3番 茂木重幸議員

を指名します。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（五味高明君） 日程第4 町長より議会招集の挨拶をお願いします。

小園町長。

暫時休憩します。

（午前10時07分）

（休 憩）

（午前10時08分）

○議長（五味高明君） 本会議を再開します。

小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 議員の皆様には、年度末を迎えて何かとお忙しい時期にもかかわらず御出席を賜り、令和2年第1回御代田町議会定例会が開会できますことに、心から感謝を申し上げます。

暦の上では冬とわつつ、1、2月でも昼間は春先のような気温となる日もあり、知らず知らずのうちに冬が過ぎてしまった、そんな感じもあります。雪不足によりどのような影響が出てくるか今後心配がありますので、注意深く見ていきたいと考えております。

また、本日は新型コロナウイルス対策のため、議員の皆さんそうですけれども、町の執行部側もマスクの着用のままで答弁させていただくということを御容赦願いたいと思います。

まずは、株式会社ヤッホーブルーイングの御代田町進出についてであります。

昨年6月、事実上の本社を佐久市小田井の工業団地に構え、「よなよなエール」などのクラフトビール製造販売を手掛ける「株式会社ヤッホーブルーイング」の井手直行社長から、オフィスと製造機能の一部を御代田町に移転すること。及び、移転に伴い地域活性化に向けた取り組みを御代田町と一緒にしていきたい。という申し入れがありました。

この申し入れに対し積極的に協議を進めてまいりました結果、本年2月5日、私と井手社長による合同記者会見で発表いたしましたとおり、年内にメインオフィスと製造機能の一部を御代田町に移転する運びとなりました。

今後は、ふるさと納税の返礼品を介した地域活性化に向けた取り組みなど、共に地域を盛り上げていくための事業連携について引き続き検討し、実施してまいります。

続きまして、「ステップアップ塾」及び「ドリカム塾」についてであります。

今年度から新たに実施しました「寺子屋塾」は、小学校4年生から6年生までの児童を対象として算数を、また、中学生の「ステップアップスクール」は、それまで3年生だけだったものを1・2年生にまで拡大し、数学または英語のどちらかひとつを選択していただき、水曜日の放課後にそれぞれ1時間開講しました。

現在の名称は、いずれも同じ放課後の公設の学習塾であるのに混在していて分かりづらいという御意見をいただいておりますので、令和2年度からは名称を統一することといたしました。小学校と中学校の放課後学習塾をとおして、一歩ずつ学力を身に付けていくためのステップアップという意味と、中学3年生を対象とした新たな学習塾へとステップアップしていただきたいという両方の意味を込めまして、「ステップアップ塾」に統一いたします。

「ステップアップ塾」は、小学校4年生から中学校2年生までを対象とし、実施方法は今年度と同様に考えております。

また来年度からは新たに、義務教育の最終年度である中学校3年生のみを対象とし、「ステップアップ塾」を発展させた学力向上の総仕上げとして、民間委託による公設塾を開講してまいりたいと考えております。新たな公設塾の名称は、学力の更なる向上と高校選抜試験における志望校への合格という夢を掴むという意味を込めまして、「ドリカム塾」とします。民間教育機関の指導方法や学力向上のノウハウを生かした公設塾を実施することで、より一層の学力向上を目指したいと考えて

おります。

「ドリカム塾」の概要であります。個々の習熟度に合わせた少人数制のグループ指導を想定しており、7月から翌年2月までの8カ月間、土曜日の午前中に英語と数学の2教科での開講を予定してございます。

続きまして、令和元年東日本台風災害についてであります。

気象庁は先月2月19日、昨年10月の台風第19号を「令和元年東日本台風」と命名しました。台風への命名は、1977年の「沖永良部台風」以来、43年ぶりとのことでもあります。

「令和元年東日本台風」における当町の公共土木災害復旧箇所は、町道35カ所、準用河川12カ所となっております。そのうち町道4カ所については、昨年12月16日の国土交通省と財務省による災害査定において国庫補助事業として認めていただき、来年度への繰越工事として実施してまいります。

町単独事業は、道路に関するものが31カ所、河川に関するものは10カ所となりました。道路に関する工事は既に完了してございます。また、河川10カ所につきましては、今年度内の工事完了を目指して進めております。残る久能沢川の2カ所につきましては、砂防指定地の関係から長野県において復旧工事を実施します。こちら現在、久能沢橋と併設する平尾用水の水管橋の復旧工事が進められておりまして、久能沢川の護岸の復旧工事は来年の3月までを目途に進めてまいります。

次に、農地、農業施設及び林道に関連する国庫補助事業の箇所数でございますが、農地が8件、農道用水などの農業施設が10件、林道が2路線5件となり、計23件となっております。そのうち、農地4件、農道1件、頭首工の排土工事1件の6件については既に工事発注をしております。これによりまして、春からの耕作に支障とならないように配慮してございまして、3月末までに、農地や頭首工の排土、仮設水路を優先して実施しております。

しかしながら、頭首工や橋などの大がかりな本体工事につきましては、設計を行えるコンサル会社などが東北信全域で不足しているため、いまだ精査できない状況です。更にコンクリート二次製品も在庫が不足しており、建設会社も緊急工事に取りられ人手不足となっております。このように、近隣市町村の応急工事以外は停滞しているという状況で、来年度以降への繰り越しはやむを得ない状況となっております。

町単独工事は、農地が38件、農業施設が33件、林道が4路線22件で、計

93件となっています。そのうち、農地38件、農道13件、用水18件、頭首工の排土工事2件、林道2件の計73件は既に工事発注しており、既に農道7件、用水14件、林道2件の計23件は完了しているところであります。現在の発注ベースの進捗率は78%、完了済みの進捗率は24%でございますが、緊急性が低い林道以外については3月末にはおおむね完了する予定であります。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

松本保健所管内の自治体で2名の感染者が確認されたという事態を受けまして、町では2月27日午前9時に「御代田町新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置いたしました。翌28日午前9時に拡大版の「庁内連絡会議」を開催し、同日午後5時には「対策本部会議」を開催したところであります。今月末まで、可能な限りの対応を続けることといたしましたので、議員の皆様はじめ、町民の皆様におかれましても手洗い・うがいの徹底やマスクの着用、咳エチケットなどをお願いしたいと思います。

さて、本定例会に提案しました案件は、専決処分事項の報告1件、事件案2件、規約案1件、条例案13件、当初予算案11件、補正予算案5件、報告事項3件、諮問1件の、計37件であります。

専決処分事項の報告は、郵便料金の支払い遅延による延滞利息、遅延損害金と申しますが、この107円について、昨年12月25日に専決処分させていただいておりまして、同日に支払いを済ませたことによって示談が成立しましたので報告させていただきます。あらためて議会の皆様をはじめ、町民の皆様にお詫びを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

続きまして、事件案は2件であります。1件目の「三ツ谷地区世代間交流センターの指定管理者の指定について」は、指定期間が満了となりますので、引き続き5年間指定するため、議会の議決をお願いするものであります。

2件目の「令和元年度御代田小沼水道事業会計資本金の減少について」は、平成26年の小沼簡易水道と御代田簡易水道の統合の際に、それぞれの基金積立金も統合し、これまでは「資本金」として管理してまいりましたが、今後の計画的な施設更新の財源としたいため、統合当時の基金積立金の全額を「資本金」から「利益剰余金」に振り替えて管理していくものであります。公営企業会計の「資本金」の減少は議会の議決を要するため、本議会に提案するものです。

規約案の「長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」は、現在、長野県町村公平委員会は、当町を含む56団体により共同設置されておりますが、このうち「麻績村筑北村学校組合」が本年3月31日をもって脱退することとなったため、共同設置団体それぞれの議会の議決をお願いするものであります。

条例案13件の主な理由は、地方公務員法、地方自治法、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法、災害弔慰金の支給等に関する法律、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律、水道法、人事院規則、人事院勧告及び印鑑登録証明事務処理要領など、上位法等の一部が改正されたため、町条例に関連する部分を一部改正するものであります。

令和2年度の当初予算案11件は、第5次御代田町長期振興計画及び御代田町総合戦略を着実に推進するとともに、「豊かな自然環境の町」、「子育てしやすい町」、「健康で安心して暮らせる町」を柱に、「住んでみたくなる魅力ある町づくり」に向け、昨年の町長就任から実質的には初めてとなる当初予算編成を行いました。

一般会計の予算規模は60億4,574万円で、前年度に比べ2億2,914万円、3.9%の増加となっております。

主な歳入では、町税が23億7,249万円の計上で、前年度に比べ7,752万円の増額となっております。新型コロナウイルスの感染拡大等もあり、先行きの不透明感がぬぐえない中ではありますが、法人町民税は前年と同額を、また、給与所得の増加から個人町民税は4,290万円の増額と見込み、新築・増築家屋の状況などから、固定資産税におきましても3,115万円の増額を計上いたしました。

地方交付税は、幼児教育・保育の無償化にかかわる経費が措置される見込みなどから、前年比プラス5.0%、およそ5,760万円の増額を計上しました。

寄附金は、ふるさと納税寄附金2億円を計上し、町債は、御代田消防署整備事業の財源として新規計上したほか、南小学校体育館及びエコールみよたのトイレ改修工事の財源として、交付税措置のある有利な町債を活用するなど、1億320万円の増額となっております。

歳出の主な事業は、社会資本整備総合交付金事業2億1,103万円を計上し、

七口線の用地測量や物件補償調査をはじめ、一里塚国道線、向原区内線など4路線の道路修繕工事を予定しております。

消防費は、御代田消防署整備事業として、隣接用地の購入費及び設計委託料1,340万円を計上しました。

このほか、都市計画道路検討調査業務や龍神の杜公園のトイレ改修工事、公設学習塾委託料、副読本「みよた学」刊行事業、刊行というのはこれ、発行する、印刷して発行するということですね。また、南小学校体育館及びエコールみよたのトイレ改修工事など、新規事業の予算を計上しました。

このように新規事業を盛り込む一方で財政規律にも力を注ぐこととし、入念に事業の精査を行いました。その結果、今回御提案しております、令和2年度の当初予算は6年ぶりに財政調整基金を繰り入ることなく編成することができました。予算取りまとめに努めた企画財政課をはじめ、各課等の協力に感謝するものであります。

九つの特別会計の総額は36億9,332万円となり、前年に比べ1,430万円、0.4%の増額となっております。

国民健康保険事業勘定特別会計は、国民健康保険納付金の減少により2,078万円の減額、介護保険事業勘定特別会計も保険給付金の減少により1,559万円の減額となりました。

公共下水道事業特別会計は、ストックマネジメント計画策定委託料や向原工区の管路施設工事などにより2,651万円の増額となっております。

また、公営企業会計であります御代田小沼水道事業会計は、資本的支出である建設改良費が減少したため減額となっております。

続きまして、令和元年度の補正予算案は5件であります。

一般会計補正予算案（第7号）は、歳入・歳出総額からそれぞれ1,633万円を減額し、合計62億4,058万円とするものです。

歳入の主な内容であります。実績をもとにしまして町民税を1億6,379万円増額しました。また、ふるさと納税の増加に伴いまして寄附金を4,800万円増額し、額が確定した社会資本整備総合交付金2,829万円を減額しました。

また、旧役場庁舎解体工事の減額により役場庁舎整備基金を減額し、町税の増額及び歳出予算全体の減額により財政調整基金からの繰入金を減額するなど、繰入金2億5,496万円の減額を計上いたしました。

昨年10月の「令和元年東日本台風」による災害復旧事業は、激甚災害に指定されて国の負担率が引き上げられることにより、国庫負担金を増額し、町債を減額しております。

歳出の主な内容は、旧役場庁舎解体工事が完了したことにより役場庁舎整備経費を7,096万円減額し、公定価格の決定及び途中入園者の増加により私立保育所保育委託料を1,990万円増額しました。

災害復旧事業は、国の災害査定の結果及び事業費の精査により農林施設、公共土木施設ともに増額をお願いしております。

特別会計の補正予算は、国民健康保険事業勘定特別会計、介護保険事業勘定特別会計及び公共下水道事業特別会計の3件であります。事業費の確定等により合計3,390万円の減額補正を計上し、公営企業会計であります御代田小沼水道事業会計は、職員人件費の増額を計上しました。

報告事項は3件であります。1件目の「陳情の処理の経過及び結果の報告について」は、妊婦を対象とした歯科健康診査の実施について、来年度から、これは新年度からですね、の事業化に向けて準備を進めているところであります。

2件目の「放棄した債権の報告について」は、公用車修理代金の債権放棄について報告いたします。

3件目の「令和2年度御代田町土地開発公社の事業計画と予算の報告について」は、やまゆり工業団地の造成工事費として100万円を予算計上し、2月5日に開催された理事会で承認されましたので報告いたします。

諮問は、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」です。法務大臣から委嘱されている当町の人権擁護委員4名のうち2名の任期が満了となるため、新たな2名を推薦したいので、議会の意見を求めるものです。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長が説明いたしますので御審議をいただき、原案どおりの御採決をいただきますようお願いを申し上げます。令和2年第1回御代田町議会定例会招集の挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（五味高明君） これより議案を上程します。

―――日程第5 報告第1号 専決処分事項の報告について―――

○議長（五味高明君） 日程第5 報告第1号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） それでは、議案書の4ページをご覧ください。

報告第1号 専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決しましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

令和2年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

次の5ページをご覧ください。

専第1号

専決処分書

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分指定事項について、第1項の規定により、プレミアム付商品券事業に係る郵便料金の支払い遅延に伴い発生した損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和2年3月4日 専決

御代田町長 小園拓志

1番、支払い先・支払い内容、日本郵便株式会社郵便区内特別郵便物。

2番、利用料金、日本郵便株式会社郵便料金、9月分、2万7,112円。

3番、賠償の概要、令和元年10月31日が支払い期限でありました、9月分のプレミアム付商品券事業郵便料金を令和元年11月11日に納付したことにより、支払い遅延による損害賠償金として、料金後納利用額請求書に基づき、年14.5%と延滞利息107円を令和元年12月25日に支払ったものでございます。

4番、損害賠償額といたしまして、日本郵便株式会社へ延滞利息107円でございます。

以上のとおり報告し、改めて議会の皆様初め、町民の皆さんにお詫びを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（五味高明君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって、専決処分事項の報告を終わります。

―――日程第6 議案第1号 三ツ谷地区世代間交流センターの

指定管理者の指定について―――

○議長（五味高明君） 日程第6 議案第1号 三ツ谷地区世代間交流センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書6ページ、お願いいたします。

議案第1号 三ツ谷地区世代間交流センターの指定管理者の指定について

下記の者を三ツ谷地区世代間交流センターの指定管理者として指定したいから、御代田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、施設の名称、三ツ谷地区世代間交流センター、2、施設の所在、御代田町馬瀬口2039番地2、3、指定管理者の候補者、御代田町三ツ谷区、4、指定期間、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間でございます。

令和2年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

本年3月31日で指定期間満了となりますので、引き続き指定をするものでございます。

説明は以上です。御審議、お願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、議案第1号 三ツ谷地区世代間交流センターの指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

―――日程第7 議案第2号 令和元年度御代田小沼水道事業

会計資本金の額の減少について―――

○議長(五味高明君) 日程第7 議案第2号 令和元年度御代田小沼水道事業会計資本金の額の減少についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

(建設水道課長 金井英明君 登壇)

○建設水道課長(金井英明君) 議案書7ページをお願いいたします。

議案第2号 令和元年度御代田小沼水道事業会計資本金の額の減少について

令和元年度御代田小沼水道事業会計資本金15億8,031万729円のうち、7億6,703万1,000円を減少し、利益剰余金に振りかえることについて、地方公営企業法第32条第4項の規定により、議会の議決をお願いいたします。

令和2年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

御代田小沼水道事業の資本金は、平成26年度の公営企業会計に移行した際に、資本金の額を算出し、そこから負債の額を除いたものを資本金としております。そのため、御代田簡易水道事業と小沼簡易水道事業において積み立てた基金7億6,703万1,000円は、この資本金の中に含まれております。

今後の施設更新事業の増加により、基金を取り崩す必要があるため、資本金から簡易水道事業での積立金の部分を利益剰余金に振り替え、今後の更新に関する費用に充ててまいります。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長(五味高明君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 8 議案第 3 号 長野県町村公平委員会を共同設置する

地方公共団体の数の減少及び規約の変更について―――

○議長（五味高明君） 日程第 8 議案第 3 号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

(総務課長 荻原 浩君 登壇)

○総務課長（荻原 浩君） 議案書の 8 ページをご覧ください。

議案第 3 号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

地方自治法 252 条の 7 第 2 項の規定により、令和 2 年 3 月 31 日をもって、麻績村筑北村学校組合が脱退することを認め、長野県町村公平委員会共同設置規約の一部を別紙のとおり変更するため、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

令和 2 年 3 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

現在、長野県町村公平委員会は、当町を含む 56 団体により共同設置されておりますが、このうち、麻績村筑北村学校組合が運営している中学校を麻績村が引き継ぐこととなり、同組合は本年 3 月 31 日をもって、長野県町村公平委員会を脱退することとなったため、共同設置団体それぞれの議会議決をお願いするものでございます。

全ての共同設置団体の議会議決がいただけたら、4 月 1 日以降の長野県町村公平委員会は、当町を含む 55 団体による共同設置となります。

次の 9 ページにつきましては、改め文で、10 ページにつきましては、共同設置団体の新旧対象表でございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第9 議案第4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する

法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について―――

○議長(五味高明君) 日程第9 議案第4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

(総務課長 荻原 浩君 登壇)

○総務課長(荻原 浩君) 議案書の11ページをご覧ください。

議案第4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関連条例の整備に関する条例案について

別紙のとおり提出いたします。

令和2年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

本議案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、今年4月1日に施行されることに伴いまして、国、県から示された参考例に沿って、主に非常勤特別職の規定が厳格化されたことと、会計年度任用職員制度が始まることに関連する当町の条例10本を10条立てで、一括して一部改正するものでございます。

次の議案書12ページ、ご覧ください。

第1条は、御代田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正で、会計年度任用職員の規定に関するものでございます。

次の第2条は、御代田町職員の文言に関する条例の一部改正です。

その下の第3条は、御代田町職員の懲戒に関する条例の一部改正です。

第4条は、御代田町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正となります。

第5条は、公益法人等への職員の派遣等に条例の一部改正でございます。

次の議案書13ページの第6条につきましては、職員の育児休業等に関する条例

の一部改正です。

その次、第7条につきましては、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正で、表にあります、公民館長、副館長、分館長、交通指導員、保健補導員及び地域おこし協力隊員は、これまでの非常勤特別職という位置づけから、会計年度任用職員や有償ボランティアなどの位置づけに移行するものでございます。

次の議案書14ページをご覧ください。

第8条は、御代田町臨時適任用職員の給与等に関する条例の一部改正で、これまでの賃金という会計科目がなくなり、給与または報酬に移行することに伴うものでございます。

第9条は、御代田町交通指導員の設置条例の一部改正で、これまでは非常勤特別職と位置づけてきた条文を削るものでございます。

第10条は、御代田町外国語指導助手設置条例の一部改正で、こちらは、これまでの非常勤特別職から会計年度任用職員に移行するものでございます。

附則につきましては、条例10本とも一括して、本年4月1日から施行するものでございます。

議案書15ページから29ページまでは、条例10本それぞれの新旧対象表となっております。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第10 議案第5号 御代田町一般職の任期つき職員の採用に

関する条例を制定する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第10 議案第5号 御代田町一般職の任期付職員の採用に関する条例を制定する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

(総務課長 荻原 浩君 登壇)

○総務課長(荻原 浩君) 議案書の30ページをご覧ください。

議案第5号 御代田町一般職の任期付職員の採用に関する条例を制定する条例案
について

別紙のとおり提出いたします。

令和2年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

本条例の制定につきましては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、保育士などの専門職の職員の産前産後休暇から育児休業までの期間などに限定しまして、原則3年間、特例では最長5年間、連続する任期を付した職員を採用できるよう、県や先行自治体の条例を参考として、新たに条例を制定するものでございます。

任期付職員の処遇につきましては、正規職員と同等となります。

議案書の31ページは制定分でございます。

第1条は趣旨、第2条は選考により任期を定めて採用することができる規定、第3条は任期の更新、第4条は規則への委任規定です。

附則につきましては、別に新規に制定いたします規則と併せまして、本年4月1日から施行するものでございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長(五味高明君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第11 議案第6号 職員の勤務時間及び休暇等に関する

条例の一部を改正する条例案について―――

○議長(五味高明君) 日程第11 議案第6号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

(総務課長 荻原 浩君 登壇)

○総務課長(荻原 浩君) 議案書の32ページをご覧ください。

議案第6号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について

別紙のとおり提出いたします。

令和2年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

本条例の一部改正につきましては、人事院規則の一部改正によりまして、職員の超過勤務時間に上限を定めることとされました。国から示された参考例に沿って、本条例の第5条に第3項を追加し、第16条を改正して、具体的な上限時間は規則で定めるとすることとするものでございます。

別に定める規則では、国に倣って、一般事務職は月45時間以内、年360時間以内と定める予定でございます。

附則につきましては、規則の一部改正とあわせまして、本年4月1日から施行するものでございます。

議案書の33ページは改め文で、次の34ページにつきましては新旧対象表でございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長(五味高明君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第12 議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長(五味高明君) 日程第12 議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

(総務課長 荻原 浩君 登壇)

○総務課長（荻原 浩君） 議案書の35ページをご覧ください。

議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について別紙のとおり提出いたします。

令和2年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

人事院勧告及び長野県人事委員会の勧告に基づき、2条立てで本条例を一部改正するものでございます。

次の議案書36ページ、ご覧ください。

第1条では、長野県人事委員会の勧告に基づき、昨年4月1日にさかのぼって、初任給及び若年層の給料月額を引き上げ、こちらにつきましては、議案書47ページに新旧対象表がございますので、例えば、47ページ、新旧対象表をご覧くださいまして、右側の改正前、1級の1号俸、主事でございますが、これが月額14万7,200円から左側の改正後をご覧くださいまして、1級1号俸で14万9,100円というように、若年層につきましては増加しておりますが、右側、改正前の、例えば、6級、課長職ですが、6級の1号俸をご覧くださいまして、32万6,000円ということで、左側の改正後におきましても、32万6,000円ということで、こちらには変更がございません。

こういった新旧対象表となっておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

給料表の差し替えではありますが、結果的に各級、それと併せまして、議案書の36ページにお戻りいただきまして、12月期の勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げるといった内容となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

議案書40ページ、ご覧ください。

こちらが2条立ての第2条となっております。こちら、これまでは長野県職員の給料表に準じていましたが、本年4月1日以降は、国家公務員の給料表に準じることとするものでございます。

給料表の差し替えではございますが、結果的に各級各号俸がいずれも2%下がります。こちらにつきましては、議案書47ページの新旧対象表をご覧くださいまして、改正前と改正後を比べていただきますと、それぞれの各級各号俸で2%下がるという状況になっております。

議案書、申し訳ございません、40ページにお戻りいただきまして、これに合わ

せまして、人事院勧告に準じまして、住居手当を引き上げます。また、先の第1条では、12月期のみ勤勉手当を0.05月引き上げることとしておりますが、来年度の12月期は0.025月引き下げ、その分、来年度の6月期を0.025月引き上げまして、同一年度内の両期を平準化するという一部改正でございます。

議案書45ページ、ご覧ください。

議案書45ページは附則でございます。第2条の規定は、本年4月1日から施行し、第1条の給料表の規定は昨年4月1日から、勤勉手当の規定は昨年の12月1日、さかのぼって適用するというものでございます。

また、給与の内払いとみなす規定と住居手当に関する経過措置を定めるものでございます。

次の議案書の46ページから54ページまでは、第1条関係の新旧対象表となっておりまして、55ページから議案書の64ページまでは第2条関係の新旧対象表となっております。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第13 議案第8号 御代田町手数料徴収条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第13 議案第8号 御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） 議案書の65ページをご覧ください。

議案第8号 御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について別紙のとおり提出いたします。

令和2年3月4日 提出

本条例案は、施行日ごとに2条立てて一部改正するものでございます。

次の議案書66ページ、ご覧ください。

第1条は、住民基本台帳法の一部改正によりまして、住民票の除票、戸籍附票の除票の写しの交付等の制度が明確化されたことによりまして、手数料の種類区分を一部改正するものです。

第2条は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称マイナンバー法でございますが、こちらの一部改正によりまして、個人番号通知カードが廃止されるため、その部分に当たる第46号を削り、以下の号を1号ずつ繰り上げるものでございます。

附則としまして、第1条は、公布の日から施行し、第2条は、この条例の公布の日またはこの条例の上位法であります、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行日のいずれか遅い日、こちらは法律の施行日が、現在のところ、令和2年5月24日が予定されておりますので、こちらのほうになるかと思いますが、そのタイミングで施行するというものでございます。

議案書の67ページは、第1条関係の新旧対象表で、次の68ページは、第2条関係の新旧対象表となっております。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第14 議案第9号 ふるさとみよた寄附条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第14 議案第9号 ふるさとみよた寄附条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

(企画財政課長 荻原春樹君 登壇)

○企画財政課長(荻原春樹君) 議案書の69ページをお開きください。

議案第9号 ふるさとみよた寄附条例の一部を改正する条例案について

ふるさとみよた寄附条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和2年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

本改正につきましては、これまで、ふるさと納税寄附金につきましては、ふるさと創生基金に一旦積み立てて、翌年度以降に財源化してまいりました。しかし、特に今年度は台風19号の災害復旧工事に充てるための災害寄附金が寄せられ、寄附金は早期復旧に使ってもらいたいと、寄附者は早期復旧に使ってもらいたいと望んでおられます。台風以外の件でも早く結果を求められるものなど、特に必要とするものについては、基金に積み立てることなく、寄附のあった年度に財源化できるよう一部改正するものでございます。

70ページにつきましては、改正分、71ページは、新旧対象表でございます。

説明は以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(五味高明君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

この際、暫時休憩とします。

(午前11時01分)

(休憩)

(午前11時13分)

○議長(五味高明君) 休憩前に引き続き本会議を再開します。

―――日程第15 議案第10号 御代田町町税条例等の

一部を改正する条例案について―――

○議長(五味高明君) 日程第15、議案第10号 御代田町町税条例等の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

相澤税務課長。

(税務課長 相澤 昇君 登壇)

○税務課長(相澤 昇君) 議案第10号について説明いたします。

議案書73ページをご覧ください。

議案第10号 御代田町町税条例等の一部を改正する条例案について

御代田町町税条例(昭和37年御代田町条例第11号)等の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和2年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

今回上程いたします、御代田町町税条例等の一部を改正する条例案は、国の税制改正に伴うものではありません。町が令和元年度事業として御代田町税条例を精査するために実施いたしました町税全部見直し業務の結果に基づいて、必要な改正を行うものでございます。

ちなみに、町税条例全部見直し業務でございますが、町の税業務の根拠となる町税条例は、条例を制定した昭和37年以来、国の税制改正に伴い、繰り返し改正を続けております。この度重なる改正により、条例に誤りがあるとはならないということから、専門業者に委託をし、条例を精査したものでございます。

大きな改正箇所は、入湯税と都市計画税の規定が地方税法の規定の順番と違っておりましたので、地方税法の順番に合わせるために節の入れ替えをしております。

そのほかのものにつきましては、主に読点の付記誤り、用語の送り仮名、法令における漢字使用、法令における拗音及び促音に用いる「ゃ、ゅ、ょ、っ」の表記など、法令用語や言い回し、体裁に係る改正と改元による年度表記の改正でございます。

議案書73ページをご覧ください。

86ページまでが、ただいま説明いたしました理由による改正条例案でございます。この条例案は、6条立てで構成しています。

第1条では、町税条例の一部改正、第2条から第6条までは、町税条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。

87ページから153ページまでが新旧対照表でございます。改正内容の概要に

つきまして、新旧対照表で説明させていただきます。

87ページをご覧ください。

第1条、御代田町税条例の一部改正に関する新旧対照表でございます。法令用語や言い回しの規則に基づいた改正や、表記誤りの改正に係る部分以外について説明いたしますので、御了承願います。

まず、目次の「第1節都市計画税」、「第2節入湯税」を、地方税法に規定された順番にあわせて「第1節入湯税」、「第2節都市計画税」に改めます。

第3条第2項につきましては、目次と同じく地方税法の規定の順番とあわせるため、都市計画税と入湯税の順番を入れ替えております。

第4条につきましては、第4条及び第5条を削除として、規定をしていなかった行政手続法の適用除外の規定につきまして、地方税法の記載に倣い第4条として追加しております。

90ページをお願いいたします。

延滞金について規定している第19条につきましては、見出しの読点を加える改正をし、地方税法の規定と合わせるため、入湯税と都市計画税の順番を入れ替えたことに伴い、条文中の都市計画税の納期の引用条番号を改正し、入湯税の納期について引用していなかった条番号を追加しております。

92ページをお願いいたします。

94ページまでの第31条第2項の表につきましては、税率の欄の数字の表記の全てと、法人の区分欄の一部の表記誤りを改めるために、表を全部改正しております。

95ページをお願いいたします。

第34条の7につきましては、今回の改正で別表第2を削り、別表第1を別表とする改正をいたしますが、その改正に伴う改正でございます。

96ページの第36条の3の見出しにつきましては、昭和42年の税制改正において削除されておりますので、地方税法に準じて削除いたします。

102ページをお願いいたします。

町民税の減税、減免について規定しております第51条では、より明確に法人町民税の対象を表現するための改正と併せて、表記誤りや法令用語の誤り、言い回しの誤りを規則に基づいて改正しております。

108 ページをお願いいたします。

第61条第5項のつきましては、表記誤りと法令用語の誤り、言い回しの誤りを規則に基づいた表記に改め、併せて地方税法第349条第5項の表記と整合させるために、「当該土地または家屋に対して課する第3年度課税標準は」という一文を加えております。

112 ページをお願いいたします。

第69条につきましては、固定資産税が小額な場合の徴収の規定を第67条第3項の規定によりと引用しておりますが、地方税法第20条の4の2第6項により、その取り扱いが規定されているため、記載する必要がないことから、これを削除するものでございます。

114 ページをお願いいたします。

第80条につきましては、地方税法に軽自動車の定義がされているため、引用する必要のない条文を削除しております。

115 ページの種別割の減免について規定している第89条につきましては、減免対象をより明確にするため、第1項に表記された対象を号立てに改め、あわせて第2項の表記誤りと法令用語の誤り、言い回しの誤りを規則に基づいた表記に改めております。

117 ページをお願いいたします。

第94条第2項の表につきましては、表記に誤りがありましたので、全部改正をしております。

123 ページをお願いいたします。第141条から127ページの第157条までの改正につきましては、先ほどの目次の改正で説明させていただきましたとおり、地方税法の規定の順番と合わせるため、入湯税と都市計画の順番を入れ替えるものでございます。

まず、123ページの第141条から124ページの第147条までの第1節都市計画税として規定している8つの条文を削ります。それを削りました後、125ページの第148条から126ページの第156条までの第2節入湯税として規定している9つの条文を、表記誤りと法令用語の誤り、言い回しの誤りを規則に基づいた表記に改めた上で、第1節入湯税とし、第141条から151条に繰り上げをしております。

次に、一度削除した都市計画税に関する規定を、第2節都市計画税として内容を精査した上で、126ページの第152条から157条として、6つの条文を加える改正をしたものでございます。

129ページをお願いします。

附則第10条につきましては、第2項として、固定資産税の記載に倣って、都市計画税に係る読み替え規定を追加いたしました。

130ページの附則第11条につきましては、当町においては該当するものが存在しない第3項の規定を削り、第3項の削除に伴いまして、号番号の繰り上げをしております。

134ページをお願いいたします。

附則第16条の表につきましては、区分に誤りがあったため全部改正をしております。

139ページをお願いいたします。

別表につきましては、規定の別表第1と別表第2から不要な記述を削り、整理をした上で新たな表にしております。

続きまして、第2条御代田町町税条例の一部を改正する条例（平成26年御代田町町税条例第16号）の一部改正について説明いたします。

141ページをご覧ください。

第2条の改正につきましては、法令等の表記の整理で第6条の条文と表において御代田町町税条例の表記を改めております。

次に、第3条御代田町町税条例の一部を改正する条例（平成27年御代田町町税条例第14号）の一部改正について説明いたします。

142ページをご覧ください。

第3条の改正につきましては、第5条第7項の読みかえ規定の表の表記誤りと法令用語の誤りや言い回しの誤りについて、規則に基づいた表記に改め、143ページの第5条第13項と第14項の読みかえ規定の表中の表記について、改元による年度表記の改正をしております。

続きまして、第4条御代田町町税条例の一部を改正する条例（平成29年御代田町町税条例第11号）の一部改正について説明いたします。

145ページをお願いいたします。

第4条の改正につきましては、法令用語の誤りや言い回しの誤りについて、規則に基づいて表記を改めたものでございます。

続きまして、146ページをお願いいたします。

第5条御代田町町税条例の一部を改正する条例（平成30年御代田町町税条例第16号）の一部改正でございますが、この改正につきましては、150ページまで表記誤りと法令用語の誤りや言い回しの誤りについて、規則に基づいて改め、あわせて元号による年度表記の改正をしております。

151ページをお願いいたします。

第6条御代田町町税条例の一部を改正する条例（令和元年御代田町町税条例第8号）の一部改正について説明いたします。

この改正につきましては、第2条第3項の読みかえ規定の表中の表記について、御代田町町税条例の表記を改めました。

152ページからの改正につきましては、条文の引用号番号が誤っておりましたので、これを改めております。

最後に、この条例の施行期日でございますが、附則において令和元年4月1日から施行するとしております。

議案第10号の提案説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第16 議案第11号 御代田町災害弔慰金の支給等に

関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第16 議案第11号 御代田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書 154 ページお願いいたします。

議案第 11 号 御代田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出するものでございます。

令和 2 年 3 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

155 ページが改正条例案、156 ページが新旧対照表となっております。

改正の理由ですが、災害弔慰金の支給等に関する法律におきまして、市町村に置くように努めるとされています、委員会の設置を明記するものでございます。

設置されます御代田町災害弔慰金等支給審査委員会では、災害弔慰金関連、関連死も含みますけれども、それと、災害障害見舞金の支給に関する事項で、判断が難しい場合に調査、審議等をするものでございます。

全国で毎年のように発生する災害の状況から、万が一大規模な災害が起きた場合に対応できるように、本条例を改正するものでございます。

概要でございますが、第 16 条としまして、支給審査委員会を設置できる旨を加えるものでございます。

附則ですが、この条例は公布の日から施行をいたします。

なお、併せまして御代田町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則一部改正を実施し、委員の構成ですとか、任期等を規定をいたします。

説明につきましては、以上でございます。御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 17 議案第 12 号 御代田町印鑑の登録及び証明に

関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第 17 議案第 12 号 御代田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。柳沢町民課長。

(町民課長 柳沢俊義君 登壇)

○町民課長(柳沢俊義君) それでは、議案書157ページをご覧ください。

議案第12号 御代田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。

令和2年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

158ページが改正案、159ページ以降が新旧対照表となっております。

本条例案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正され、昨年12月14日に施行されることに伴う条例の一部改正でございます。

改正内容について御説明いたしますので、159ページからの新旧対照表をご覧ください。

第2条につきましては、(以下「法」という。)読み替えを追加するものであり、また第2項においては、印鑑登録を受けることができない者の規定を追加するものであります。

第5条及び160ページの第6条につきましては、令和元年11月5日施行の、国から示されました事務処理要領に改正漏れがあったため、その部分の一部を改正するものであります。

また、第7項では、「記録されている」を「記載がされている」に語句の改正を行うものであります。

附則、この条例は公布の日から施行する。

説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(五味高明君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 18 議案第 13 号 御代田町営住宅管理条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第 18 議案第 13 号 御代田町営住宅管理条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書 162 ページをお願いいたします。

議案第 13 号 御代田町営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。

令和 2 年 3 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

民法の一部を改正する法律により、賃貸借の終了時における敷金の定義、返還、その範囲について新たに規定されました。また、賃貸借物の原状回復の範囲については、原則として賃借人は原状回復の義務を負うが、通常の消耗や経年劣化によるものは、その義務を負わないことが新たに規定されました。

さらに、法定利率を 3% に引き上げ、3 年ごとに見直す変動利率を適用するものでございます。

次の 164 ページの新旧対照表をご覧ください。

第 14 条第 2 項中、「第 8 条」を「第 9 条」に改めます。第 18 条第 4 項を第 5 項とします。また、同条第 3 項ただし書き中、「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に、次の 1 項を加えるものです。

第 3 項「入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、町は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は町に対し敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務不履行の弁済に充てることを請求することができない」を加えます。

第 2 条第 1 項を次のように改めます。「町営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、町長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるもの」を除いて、「町の負担とする」に改めます。

第2条第3項中、「第1項に掲げる」を「町営住宅及び共同施設」に、同項を第1項に改めます。

第21条第4項中、「前条第1項に規定するもの」を「前条第1項において町が負担することとされているもの」に改めます。

第41条第3項中、「年5分の割合」を「法定利率」に改めます。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行いたします。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第19 議案第14号 御代田町公園条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第19 議案第14号 御代田町公園条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案集166ページをお願いいたします。

議案第14号 御代田町公園条例の一部を改正する条例案について

御代田町公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出します。

令和2年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

御代田町公園条例の別紙第1及び第3において、公園の位置の誤り、公園の名称を統一いたします。

また、開発行為により新たに設けられました緑地公園を追加し、既存の公園の名称を改めます。

以上の理由により、関係条例について改正を行います。

次の168ページ、新旧対照表をご覧ください。

第2条第3号中、都市計画法の次に「（昭和43年法律第100号）」を加え、御代田町環境保全条例の次に「（平成元年御代田町条例第3号）」を加えます。

別表第1、雪窓湖公園の項1の欄中、「大字御代田4107番6」を「大字御代田4104番6」に改めます。

169ページをご覧ください。

別表第3中、「平和台団地第3公園」を「荒町公園」に改め、大字御代田「2574番1、2574番2」を「大字御代田2150番」に改めます。

また、「東林公園」を「東林第1公園」に改め、同表東林第1公園の次に、次のように加えます。

「名称に東林第2公園」を、「位置を御代田町大字御代田3997番21」を加えます。

また、別表第3に次のように加えます。

「名称に、やまゆり工業団地公園、位置に御代田町大字馬瀬口1411番11」を加えます。

附則、この条例は公布の日から施行します。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第20 議案第15号 御代田町公共下水道条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第20 議案第15号 御代田町公共下水道条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案集170ページをお願いいたします。

議案第15号 御代田町公共下水道条例の一部を改正する条例案について

御代田町公共下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。

令和2年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

改正の理由は、成年後見人制度の利用の促進に関する法律、及び成年被後見人等の権利の制限にかかわる措置の、適正化等を図るための関係法令の整備に関する法律により、排水設備等の工事の事業にかかわる指定の基準を改めるものでございます。

次の172ページの新旧対照表をご覧ください。

第8条第3項第1号中、「イからニまで」を「イからホまで」に改めます。

第9条中第1項第4号イ中「成年後見人もしくは被補佐人または破産者で」を、「破産手続き開始の決定を受けて」に改めます。

また、同号2中「イからハまで」を「イからニまで」に改め、同号中「ニ」を「ホ」とし、ハの次に次のように加えます。

ニとして、「精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」を加えます。

第18条中、「あったとき」の次に、「第9条第1項第4号イ、ニもしくはホのいずれかに該当するに至ったとき」を加えます。

附則、この条例は公布の日から施行いたします。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第21 議案第16号 御代田町営水道条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第21 議案第16号 御代田町営水道条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

(建設水道課長 金井英明君 登壇)

○建設水道課長(金井英明君) 議案書174ページをお願いいたします。

議案第16号 御代田町営水道条例の一部を改正する条例案について

御代田町営水道条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出いたします。

令和2年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

改正の理由は、水道法の改正に伴い、給水区域内の指定工事店である給水工事を適正に施行することが求められている工事業者に対しまして、5年ごとに登録の更新を行うこととなり、地方自治法第227条の規定に基づき、その更新にかかわる事務の手数料を徴収いたします。

以上の理由により、関係条例について改正を行うものでございます。

次の175ページをご覧ください。

第30条の表中です。現行は「指定給水装置工事事業者資格審査手数料、新規登録で1件当たり1万円」となっております。こちらを改正後は「新規登録はそのまま変えずに、更新と再交付」を加えるものです。

更新につきましては、5年ごとの更新の手数料といたしまして、1件当たり5,000円、再交付につきましては、5年以内に社名とか代表者、所在地等が変更が生じた場合に、再交付の手数料といたしまして、1件当たり2,000円と改めるものでございます。

附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行いたします。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長(五味高明君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第22 議案第17号 令和2年度御代田町一般会計予算案について―――

○議長(五味高明君) 日程第22 議案第17号 令和2年度御代田町一般会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

(企画財政課長 荻原春樹君 登壇)

○企画財政課長(荻原春樹君) 議案書の177ページをお開きください。

議案第17号 令和2年度御代田町一般会計予算案について

地方自治法第211条第1項の規定により、令和2年度御代田町一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和2年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

本日、別冊でお配りをさせていただいております一般会計の予算書の1ページをお願いいたします。

平成2年度御代田町の一般会計の予算は次のとおり定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ60億4,574万5,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は15億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条、地方自治法第220条第2項、ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次の2ページから8ページまでの第1表歳入歳出予算につきましては、また、こ

ちらも配付をさせていただいております資料番号1で御説明をさせていただきます。

令和2年度の一般会計につきましては、前年に比べまして2億2,914万円、3.9%の増となっております。

それでは、歳入歳出の増減の大きいものについて、御説明をさせていただきます。

一番右の内容欄につきましては、主な収入、支出を計上しておりますので、御確認をお願いいたします。

初めに、歳入であります。

款1町税、こちらは全体で7,752万4,000円の増でございます。項1の町民税9億8,821万2,000円は、給与所得の増などから個人町民税を4,290万9,000円増と見込み、法人町民税は前年とほぼ同額計上してございます。

項2固定資産税11億1,441万5,000円で、こちらは家屋新增築分、償却資産の増を見込みまして3,115万7,000円の増としてございます。

款2地方譲与税から次のページの一番上になります地方特例交付金までは、県の収入見込みから積算をしまして、こちら全体で8,654万9,000円の増で計上してございます。

中段より下になります、款6法人事業税交付金につきましては、2,100万円をお願いしております。法人町民税、法人税割の減収補填措置といたしまして、都道府県から市町村に交付する制度が創設されたことによるものでございます。

款7地方消費税交付金3億4,600万円でございます。6,378万円の増です。昨年10月から税率改正となりまして増を見込んでございます。

款9自動車取得税交付金、項1自動車税、環境性能割交付金、こちらは700万円、自動車取得税交付金は0円と、廃項とさせていただいております。昨年10月で自動車取得税交付金が廃止となり、環境性能割交付金が新設されたことによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

款11地方交付税です。12億840万円で、5,760万円の増としております。普通交付税は11億1,840万円で、4,760万円の増、特別交付税につきましては、9,000万円、こちらも1,000万円増で計上をしております。

続きまして、款13分担金及び負担金、項1負担金です。こちら4,956万

1,000円、3,437万4,000円の減でございます。幼児教育・保育無償化によりまして、3歳から5歳児の保育料負担金減によるものでございます。

款15の国庫支出金、項1国庫負担金3億8,742万2,000円であります。障害者自立支援給付費負担金で1,330万円の増、子どものための教育・保育給付費負担金1,826万2,000円の増などから、3,134万3,000円増としております。

項2国庫補助金1億6,231万2,000円です。こちらの子育てのための施設等利用給付費で2,406万円の増、社会資本整備総合交付金で4,453万円の増などから、7,461万3,000円増やしてございます。

款17財産収入、項1財産運用収入、項2財産売り払い収入につきましては、町有地の貸し付けまたは土地の売り払い収入増を見込んでございます。それぞれ775万8,000円、2,070万円増でございます。

款18寄附金、こちらは2億650万2,000円でございます。ふるさと納税寄附金、こちらが1億3,500万円増と見込んでおります。

款19繰入金、項1の基金繰入金です。8,617万円でございます。昨年に比べまして4億2,079万8,000円と大きく減となっております。

町長の挨拶にもございましたとおり、財政調整基金を繰り入れずに予算編成できたということの中で、2億5,930万円の減、また役場庁舎整備事業、事業費の減から1億7,786万8,000円の減としてございます。

次のページをお願いいたします。

款21諸収入、項3貸付金元利収入、2,939万2,000円でございます。2,478万2,000円の増でありまして、こちら来年度から地域総合整備資金の償還金、日穀製粉さんに貸し付けた元金の償還が始まるといった中で、2,622万2,000円増としております。

項4雑入は1億178万7,000円で、3,287万9,000円の増でございます。消防退職報償金で1,155万8,000円の増、公立保育園の給食代を840万円、また地方税の滞納整理機構へ来年度職員派遣予定でございます。そちらの人件費分の収入437万8,000円増を見込んでおります。

款22の町債では、3億9,770万円であります。公共等事業債、こちらにつきましては3,360万円の増、公共施設等の適正管理推進事業債5,380万円の

増、また防災対策事業債としまして1,260万円の増などから、1億320万円増額で計上となっております。

続きまして、次の歳出について御説明をいたします。

款2総務費です。項4の選挙費91万3,000円、1,392万9,000円の減と大きく減となっております。本年度長野県議会議員の選挙、参議院の議員の選挙ございました関係で、減となっております。

項5の統計調査費です。来年度国勢調査実施年度という中で、725万8,000円計上をしております。

款3民生費、項1社会福祉費8億5,724万8,000円であります。3,839万8,000円の増の要因ですが、障害者自立支援給付費で2,971万7,000円の増、また介護保険の特別会計への繰出金791万2,000円の増でございます。

項2児童福祉費8億7,041万7,000円で、こちらも5,508万円と大きく増となっております。私立幼稚園奨励費は2,320万円ほど減となっておりますけれども、私立の保育所の保育委託料で3,027万6,000円の増、子育てのための施設利用給付費4,812万2,000円の増など、大きく伸びていることが要因でございます。

款4衛生費、項2の清掃費です。3億2,364万7,000円で、2,584万3,000円の減です。こちら一般廃棄物の処理委託料が来年12月から新クリーンセンター完成見込みという中で、2,165万6,000円減で計上してございます。

款6農林水産業費、項3農地費1億1,598万2,000円でございます。多面的機能支払い交付金で987万2,000円、農道、用水等の個別施設計画の策定経費として801万9,000円増を計上してございます。

次の款7商工費です。こちらは工業振興奨励補助金の増から1億1,117万2,000円と、1,772万1,000円の増を見込んでございます。

次のページの土木費お願いいたします。項2道路橋梁費4億350万4,000円でございます。1億583万1,000円の増で、社会資本整備総合交付金事業、また道路の維持補修工事の増加が大きく伸びております。

項4の都市計画費2億4,925万9,000円でございます。2,820万

8,000円の減です。一番の要因は、公共下水道特別会計への繰出金が4,105万3,000円減っていることによります。

款9 消防費3億1,173万6,000円です。消防団切り替えの年になります。消防団の退職報償金が1,162万8,000円の増、また消防署の来客駐車場等の用地取得等の経費を計上しております。これにより増となっております。

款10 教育費、項1 教育総務費5,680万7,000円でございます。公設学習塾の委託料643万5,000円などが新しく計上したことにより、1,142万円の増でございます。

項4の社会教育費1億4,375万円でございます。エコールみよたのトイレ改修工事で770万円の増額はありましたが、図書館の一般職人事管理経費の減により減額となっております。

款12の公債費は8億7,148万9,000円、1,189万5,000円の減でございます。平成30年度をピークに減少傾向にあるというところでございます。

歳出合計につきましても、60億4,574万5,000円でございます。

予算書の9ページをお願いいたします。

最後に第2表地方債でございます。

起債の目的、一般事業債から臨時財政対策債まで、それぞれの事業につきまして限度額合計3億9,770万円をお願いしております。

起債の方法につきましては、証書借入れまたは証券発行、利率につきましては年4.0%以内、償還の方法は政府資金については、その融資条件により銀行、その他の場合にはその債権者との協定するものとしております。

説明は以上となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

昼食のため休憩します。午後は1時30分より開会します。

（午後 0時05分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（五味高明君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

ここで、荻原企画財政課長より発言の許可を求められていますので、これを許可します。荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） 貴重なお時間をいただきまして、大変ありがとうございます。
ます。

ここで、令和２年度の一般会計予算書、訂正をさせていただきたい箇所がございます。よろしくお願いたします。

１ページをお願いいたします。

表題に令和２年度御代田町一般会計予算とございまして、その下になります。「平成」２年度御代田町の、とございます。こちら、「令和」に訂正をお願いいたします。

大変申し訳ございませんでした。よろしくお願いたします。

○議長（五味高明君） これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。池田るみ議員。

○５番（池田るみ君） 議席番号５番、池田るみです。４点について質問をいたします。

予算書の３７ページ、款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、説明欄の０８００２特別旅費１０３万９、０００円の内容について。

２点目は、ページ３８ページ、款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、説明欄の１３０５０建物賃借料２６４万円の内容について。

３点目、１１９ページ、款１０教育費、項１教育総務費、目２事務局費、説明欄の１２０６０公設学習塾委託料６４３万５、０００円なんですけれども、先ほど町長の招集挨拶にもありましたが、委託先など詳細と、歳入のほうのページなんですけれども、３３ページ、款２１雑収入、項１ですか、雑入、目１雑入で、説明欄の００８公設学習塾参加費１１２万円の内容について。

ページ１２３ページ、４点目です。款１０教育費、項２小学校費、目１北小学校管理費、説明欄１８０４０校務支援システム負担金４７万５、０００円とありますけれども、同額の負担金が南小学校、中学校でも計上されていますけれども、負担金の内容についてお願いたします。

○議長（五味高明君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原 浩君） それでは、最初に私のほうから予算書３７ページ、特別旅費の内容につきまして御説明いたします。

今年の令和２年４月から長野県等に派遣する職員２名分の派遣先からの帰宅と派遣先に戻る際の旅費でございます。千曲市の長野県千曲庁舎の中に事務所がありま

す長野県地方税滞納整理機構へ2年間、及び信州首都圏総合活動拠点、通称銀座NAGANOでございますが、こちらのほうへは1年間、それぞれ職員を1名ずつ派遣しますので、派遣職員に係る旅費等支給要項の規定に基づきまして、1月当たり2回を限度として、赴任先と実家との往復旅費について、御代田町職員の旅費に関する条例または職員自家用車の公務使用取扱要項に基づきまして算出した額を、本人からの請求に応じて審査の上、支給するというものでございます。

続きまして、次の予算書38ページ、建物賃借料の内容につきましては、今、特別旅費で御説明申し上げましたとおり、4月から長野県地方税滞納整理機構及び銀座NAGANOに派遣する職員2名分のアパートの賃借料及び家電のレンタル料となっております。長野県地方税滞納整理機構に派遣する職員1名は、付近の民間アパートを借り上げる予定です。銀座NAGANOに派遣する職員1名は、都内の民間アパートを借り上げる予定で予算計上してありますが、先ごろ長野県から県が職員の宿舎として借り上げている物件の紹介がありましたので、現在そちらへ入居する予定で進めているところでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 内堀教育次長。

○教育次長（内堀岳夫君） それでは、119ページの公設学習塾委託料についてお答えいたします。

委託先などと言うことでしたが、内容については、町長、招集の挨拶のとおりでございます。

委託先につきましては、予算を組むに当たりまして、県内及び全国で実施している学習塾の方からそういった状況を伺っております。その中から予算がいただけたら、提案方式で内容を検討させていただいて、委託先を決めていきたいというふうに考えております。

次に、33ページの歳入の参加費112万円につきましては、この学習塾について参加者を70人と想定しております。70人で月当たり2,000円、それを8カ月分ということで合計112万円を見込んでおります。

続いて、123ページの校務支援システム負担金についてです。

これにつきましては、文部科学省が策定した教育のICT化に向けた環境整備計画5カ年計画、この中でこういったシステムの導入が示されており、このシステム

の導入によりまして、教職員の校務負担の軽減と、時間外勤務の短縮を図るものでございます。

システムの内容につきましては、学校日誌や指導日誌、それから出席簿や通知表、それから健康診断表、そういったものの管理をするシステムでございます。一応、令和2年度から長野県全体でこのシステムの本格的運用が始まることから、御代田町でも導入を計画しております。

それで、長野県自治振興組合が契約主体となりますので、こちらの方へ、負担金という形で支払う予定でおります。1校当たり1月3万9,550円で、1年間で47万5,000円ということで、3校ともに同額で計上させていただいております。

以上です。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 以上、終わります。

○議長（五味高明君） ほかに。井田議員。

○6番（井田理恵君） 6番、井田理恵です。すみません、6点ほどお願いします。

予算書の1ページ、歳入です。予算書20ページ、款14使用料及び手数料、節3の住宅使用料2,577万9,000円です。毎年微減しているということ、町営住宅のことかと思うんですけども、入居率の推移と、今後の対応について、条件緩和などについて何か対策があるのか、お願いします。

次に、予算書の27ページ、款16県支出金、項2県補助金、節3農地費補助金の説明欄の002農山漁村の地域整備交付金1,625万6,000円ですけども、この交付金はいつまで制度利用ができるものなのか、そうする予定なのか、町の見通しと、これまでの整備の完了状況をお願いします。

それから、次に、下段です。同項の27ページのその下です。説明欄の004です。多面的機能支払事業交付金740万3,000円は、去年の説明から馬瀬口、塩野区とありましたけれども、これはほかの団体が別にあるのか、加わっているのか、新たに、確認をお願いします。

それから、歳出です。89ページ、款4の衛生費、項2清掃費、説明欄の14020の面替地区交流館下屋設置工事192万5,000円の場所と、その内容についてお願いします。

それから、すみません、多くて。次に、90ページ、衛生費、款2項清掃費、18030し尿処理費負担金3,959万4,000円、決算額、30年度、増額になっていますけれども、し尿処理費の増額になっているという背景を教えてください。

それから、もう1点ですが、110ページの款8土木費、項4で、説明欄27001公共下水道事業特別会計で、繰出金なんですけれども、この中で1億9,852万5,000円ですが、下水道の整備率と接続率ということについて、今の状況を、直近の状況などについてお話いただければと、御説明お願いします。

○議長（五味高明君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） 私の方からは、20ページの住宅使用料の入居率と、110ページの歳出、公共下水道の整備率と接続率について説明いたします。

まず、最初に、町営住宅の入居率の推移について説明いたします。

町営住宅桜ヶ丘団地と平和台団地の入居者が可能な戸数は、桜ヶ丘団地が102戸、平和台団地が37戸ですが、平和台団地につきましては、現在入居者を募集しておりませんので、桜ヶ丘団地の推移について説明いたします。

平成28年度は、102戸中93戸の入居で、入居率は91.2%です。平成29年度、平成30年度につきましても、102戸のうち93戸で、入居率は91.2%の同様でございました。本年度につきましては、2月末時点で102戸のうち88戸で、入居率は86.3%でございます。

こちらの入居率が下がっている要因としまして、入居者の戸建住宅建築に当たり退去した世帯が5世帯、転勤転居による退去が6世帯あり、1年間の入退去は全部で11件ありました。

また、令和元年度東日本台風の被災者のために住居確保のため、令和元年11月から令和2年2月まで桜ヶ丘団地の8戸を提供しておりましたが、今のところ入居の申請はございません。

町営住宅へ入居を希望される方の多くは、これまでの子育て世帯から母子世帯や老夫婦世帯、単身高齢者世帯の需要が増えてきております。運用上の3LDKYの入居要件に合致していないというところと、入居者の募集期間を、毎年9月と2月の年2回の募集の機会がありまして、その募集機会が少なかったこと。また、町内に民間の共同住宅が増えてきたことが要因だと思われま

今後の条件緩和の対策につきましては、平和台団地はそのようなことから募集はしておりませんので、桜ヶ丘団地についてお答えいたします。

桜ヶ丘団地の1号棟から7号棟までは平成5年から平成14年度までに建築されておりまして、建築後26年から17年が経過しております。耐用年数は70年ですので、まだまだ活用が可能な建物でございます。建物自体は古くなり始めてはおりますけども、その都度修繕に努め、入居時に不備がないよう整えております。

空き部屋の状況は、2LDKYが12戸あり、2LDKYにつきましては常時満室で待機者がいる状態です。3LDKYは90戸ありまして、空き部屋が常態化しております。

平成28年度、運用の一部を改正し、3人以上から3人以上または2人以上の夫婦いずれも40歳未満としてきておりました。その当時は、定住移住、人口増加対策として子育て世代の入居を促進していたためでございます。当時は、102戸に対して93戸の入居があり、その後の推移はありましたが、改正から3年が経過し、戸建て住宅を建築される方や、転勤転居により退去される方が増え、子育て世代の需要よりも母子世帯、高齢者の夫婦世帯、単身高齢者の入居希望が増えている状況にあり、2人世帯でも3LDKYの入居を希望する方も、中にはいらっしゃいます。

こうしたニーズの対応といたしまして、3LDKYの空き部屋を解消を図るため、本年2月の募集から3LDKYは随時入居者を募集を受け付けております。また、運用上の入居要件につきましても、3人以上または2人以上の夫婦で、いずれも40歳未満の要件から、2人以上の世帯という要件に大幅に緩和しております。既に、町のホームページで公開しておりまして、また3月25日発行の広報やまゆりにおいても、3人以上、2人以上の夫婦いずれも40歳未満というものを2人以上の世帯ということに緩和したものを、周知して募集してまいります。

続いて、公共下水道の整備率と接続率について説明いたします。

整備率ですが、公共下水道は公共下水道区域と特環下水道区域と二つから成り立っておりまして、整備率につきましては、公共下水道エリアが86.4%、特環下水道エリアが99.5%、全体といたしましては87.2%の整備率でございます。

水洗化率ですが、こちら、水洗化可能戸数と、水洗化の人口の比率でございます。公共下水道エリアにつきましては94.4%、特定環境保全公共下水道エリアにつきましては82.4%、全体としましては93.5%の水洗化率でございます。

説明につきましては、以上です。

○議長（五味高明君） 大井産業経済課長。

○産業経済課長（大井政彦君） 産業経済課からは、予算書の27ページの、まず農山漁村地域整備交付金の説明をさせていただきます。

この交付金につきましては、幹線水路の児玉用水と雨池用水をあわせた児玉雨池地区の用排水路改修事業に係る交付金でございます。

当該工事は、当初平成28年度から31年度までの4カ年で全体延長1.2kmを整備する計画で事業を実施してまいりました。しかし、農林水産省からの交付金の割当が厳しい状況が続きまして、思うように施工延長を延ばすことができませんでした。平成29年度までの完了が見込めなかったために、平成30年度に長期計画の期間延長を行い、令和2年度までに事業完了となる5カ年計画とさせていただきました。

これまでの整備状況としましては、全体計画の1.2kmのうち、平成30年度までの区間延長が0.67km、令和元年度は0.29kmでございます。これを実施中でございます。現在0.96kmが完了する見込みでございます。令和2年度は残る0.24kmを計上しておりまして、雨池用水に係る実施設計、用地買収、工事費の合計が2,540万円に対しての国庫補助率50%、県補助率14%の64%分の1,625万6,000円を歳入予算に計上したところでございます。

続きまして、その下の多面的機能支払交付金の関係でございます。塩野の下ノ平灌水組合、それと馬瀬口区の組織と2組織が現在活動されておるところですが、新たな団体はということでございますが。令和2年度からは新規開始する草越区についても計上してございます。農地維持支払い、資源向上支払いの共同、資源向上支払いの長寿命化の3事業全てに取り組む計画で、既往の2団体と同様でございます。

交付金対象の農地面積の対象は105.12ha、事業費534万1,000円、交付金額400万5,000円で計上してございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） それでは、私からは89ページの面替地区の交流館下屋工事について御説明いたします。

まず、下屋の工事につきましては、面替地区にありますラインガルテンの交流

施設付近に設置するものであります。工事内容は、カーポート的な屋根のついた施設を設置するものでして、この施設内において面替区民の交流ですとかガルテンの皆さんの交流を行うものとしております。

続きまして、90ページのし尿処理負担金の増減の理由でございます。

浅麓環境組合のし尿処理負担金は、施設規模割と処理実績割で算定されております。令和2年度につきましては、このし尿処理に係る経費、例えば薬剤費ですとか電気料ですとか、トラックスケール周りの修繕等が増加するというところでございますので、その増加に伴います増加ということでございます。

町民課からは、以上です。

○議長（五味高明君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 6番、井田です。失礼しました。

それでは、ちょっと2点について再質問させていただきます。

ちょっと今お聞きしたほうから先にお聞きします。

面替地区の交流館の下屋施設工事ですが、今、クラインガルテンの場所ということで、これはクラインガルテン事業費とは別個のものなのか、お願いします。この科目に設定された理由をお願いします。

結構です。それで、お願いします。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） こちらにつきましては、クラインガルテンの所に造る予定でございますが、平成27年7月に町から面替区への要望に対する回答の中で、クラインガルテンの機能性の向上及び利便性の確保に関する設備の導入というものがありますので、その一環として行う事業の位置づけで行うとしております。

以上です。

○議長（五味高明君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） では、面替地区の要望の関係から設置されたということでした。

それで、これについては結構でございます。これについての再質問は、ここで終わります。

そして、その前にまた戻りますけれども、公共下水道事業の金額ですけれども、特定環境保全エリアにおいてということで、普通の一般の環境エリアの中では低いんですけれども、特定の場所、下水道整備がされて、整備がされていないけれども

接続率が89%ですか、ということで、それについては普及促進の働きかけはされていらっしゃるのか、お願いします。

○議長（五味高明君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） 接続率の向上に努めていく対策といたしまして、未接続者への戸別訪問を令和2年度から予定しております。本年度は未接続者のデータの整理と、その図面の作成を本年度実施しております。接続率を向上させる方法として戸別訪問と、通知というもので周知をしていくということなのですが、訪問につきましては、今、地区ごとに特定してやっていくか、管路ごと、古い布設年度ごとにやっていくかというところを現在調整しているところで、データの整理が整い次第、効率的に効果のある方法を選択して努めていきたいと思っております。

○6番（井田理恵君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかに。市村議員。

○13番（市村千恵子君） 議席番号13番、市村千恵子です。すみません、ちょっと多いんですけども、10項目くらいちょっと続くんですけども、順次お願いします。

まずは、ページ70ページです。すみません、70ページの、款3民生費、項2児童福祉費の説明欄の方で行くと、12060広域保育料委託料、それから、その下の12060の私立保育所保育委託料1億5,516万2,000円と、それからその下の方の同じ12060なんですけど、地域型保育給付費2,682万7,000円と、それぞれの委託先と今年度の園児数ですか、それから待機児童というのは町内においては居ないのかをちょっとお聞きします。

続いて、71ページになります。その下ですけども、同じく説明欄の方で、08001の幼稚園振興経費ということで上がっています、幼稚園運営費補助金270万円の内容と、それから、その下の子育てのための施設等利用給付補助金4,812万2,000円というのがある訳ですけど、その内容について、人数等お願いしたいと思っております。

その下の18050の副食費補足給付というのが、昨年度は名称では、多子世帯保育料減免事業補助金というのがあった訳ですけど、それがもう項目がなくなってこの新たな副食費補足給付というふうになっているので、内容は変わらずこれに振り替わったのか、その内容についてお願いしたいと思っております。

続いて、88ページになります。88ページの款4衛生費、項2清掃費の説明欄

の方の、12020豊昇ふるさと公園草刈り等委託料ということで16万3,000円が計上されている訳ですが、昨年度は20万ほど計上されていたんですが、この減額されている理由は何なのか。何か、今、結構、委託先がシルバーさんとかも大分委託料が上がってきた中で、その減額というのは回数が減るのか、その減額の理由についてお願いしたいと思います。

その下、すみません、同じく12060のところ、ごみ処理基本計画策定及び災害廃棄物処理計画策定業務委託料として、811万4,000円が計上されていますけれども、この内容とそれから委託先と、それからいつまでに策定をするのかということと、それから何年くらいのスパンというか計画で策定して委託していくのか、その内容をお願いします。

続きまして、89ページをお願いします。同じく説明欄のほうで18030で新クリーンセンター整備負担金ということで、今年度分ということで、5,886万4,000円が計上されている訳ですけれども、これまでの負担金の総額についてをお願いしたいと思います。また、先ほど来説明ありますけど、予定どおりでは12月1日というか、12月本格稼働なのか、工事の進捗状況も併せてお願いしたいと思います。

続きまして、すみません、次、失礼しました。上にのぼっちゃうんですけれども、12060ということで一般廃棄物処理委託料が7,116万8,000円ということで、先ほど来2,000万ほど新クリーンセンターが稼働になるから減額だというお話がある訳ですけれども、可燃ごみが増加している傾向の中で、新クリーンセンターでの受け入れは大丈夫なのかということをお願いしたいと思います。

次が、90ページになります。90ページの、すみません、これも説明欄のほうでお願いしたいんです。02001ということで、面替地区地域振興基金事業経費として、1,700万7,000円ですか、計上されている訳ですけど、その内容について、説明をお願いしたいと思います。改修工事費ですとか、50万未満備品とかある訳ですけれども、その面替地区地域振興負担金1,000万ですか、という内容についてお願いしたいと思います。

昨年度は、予算、この同じ地域振興基金事業経費ということで、土地の取得、憩の家建設の土地購入費が計上されていた訳ですけれども、その後の進捗状況はどうかということをお聞きしたいと思います。

次が、すみません、ページ101ページです。款6農林水産業費、項3農地費、目5の多面的機能支払交付金事業でありますけれども、先ほど説明を補助金の内訳というかお話あった訳ですけれども、この活動交付金987万2,000円ということ、3団体ということでもありますけど、その内訳についてお願いしたいと思います。

最後ですけれども、107ページ、款8土木費それから項2道路橋梁費、目3の社会資本整備総合交付金ということで、橋梁修繕事業経費が3,820万で計上されている訳ですけれども、事業内容と、今年度これを行えば、どの程度、長寿命化の、橋梁の整備率になるのか、その点。

それから、すみません、その次のページ108になりますが、道路修繕事業経費ということで、1億7,283万6,000円ということが上がっておりますが、計画路線、先ほど町長の招集挨拶では4路線というお話だったと思うんですが、その内容についてをお願いしたいと思います。

そして、最後ですが、単独道路新設改良費として8,639万5,000円が計上されていますが、この単独路線の内容についてお願いしたいと思います。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） それでは、町民課からお答えいたします。

まず、70、71ページ関連の児童福祉一般経費の広域保育委託料、268万8,000円の委託先ですが、佐久市へ1名、小諸市1名の2市へ、2名分の委託料でございます。

また、私立保育園委託料1億5,516万2,000円は、町内私立保育園への委託料で、たんぼぼ保育園へ41名分、8,087万6,000円、保育園のつくしんぼへ25名分、7,428万6,000円。

それから地域型保育給付費2,682万7,000円ですが、町内の小規模事業所おひさまへの委託料として16名分、2,522万7,000円と、東御市のおひさまこども園1名分の委託料159万7,000円の合計値でございます。

次に、幼稚園振興経費補助金270万円でございますが、町内私立幼稚園へ通園する園児1人につき2万円を補助するというものでございます。内訳は、杉の子幼稚園全園児分の、113名分、226万円、サムエル幼稚園22名分の、44万円でございます。

また、子どものための施設等利用給付制度補助金は、昨年10月に始まった幼児教育・保育の無償化に伴います私立幼稚園への保育料及び預かり保育の補助でございます。

初めに保育料の内訳でございますが、町内の杉の子幼稚園、町内在住の園児108名分で3,311万3,000円、サムエル幼稚園6名分、こちらも町内在住の園児ですが、185万円、及び町外の3つの幼稚園に19名分で585万9,000円でございます。

次に、預かり保育でございますが、杉の子幼稚園分として63名分、427万1,000円、サムエル幼稚園分2名分で、13万6,000円、町外は5つの幼稚園23名分の、155万9,000円及び町外の認可外保育施設の3名分133万2,000円でございます。

副食費補足給付につきましても、幼児教育・保育の無償化に伴い始まった制度でございます。年収360万未満の世帯の幼稚園へ通園する児童への副食費の補助でございます。1人、月額4,500円で、対象者は30人を見込んでおります。

多子世帯保育料減免事業補助金につきましては、幼児教育・保育の無償化の制度に伴いまして保育料が無償化となりましたので、本事業は終了となっております。

待機児童におきましては、現在のところいないということでございます。

続きまして、88ページの、まず、ふるさと公園の公園草刈り委託料でございます。この委託料につきましては、豊昇ふるさと公園と現在休止扱いとなっております久保沢一般廃棄物最終処分場の2カ所の草刈り等の委託料の合計値でございます。減額になりましたのは、回数を減らしたという状況ではなく、これまでの作業実績等を見ながらの積算であることを御理解いただきたいと思います。

また、ごみ処理基本計画でございますが、この計画はごみ処理需要における指針として、ごみの抑制、資源化の重点に置いた基本的事項を定める計画でございます。計画期間は10年でございますが、5年で見直しを行うため、今回は平成26年度に見直しをかけた後の、策定ということになります。

また、災害廃棄物処理計画も災害時に一時的に大量のごみが発生する廃棄物について、その対応策を講じるための計画となるものです。計画期間は、ごみ処理基本計画と同様の10年ですが、5年ごとに見直しをかけるものでございます。

両業務とも計画策定委託につきましては、今後の入札等の結果となります。また、

計画の策定期間でございますが、両業務とも令和2年度中の1年間を予定しております。

続きまして、89ページの新クリーンセンター関係でございます。まず、平成26年度から平成30年度までに負担した負担金の額でございますが、1億965万1,499円となっております。工事の進捗率でございますが、12月末現在で79.2%、3月末時点では、およそ84%を目指しているとのことでございます。工事は順調に進んでおりまして、本格稼働は予定どおり12月となっております。

一般廃棄物の処理委託料の減額は、議員ご指摘のとおり、12月からの新クリーンセンター稼働に伴うものでございます。

一般家庭からの収集している可燃ごみと事業系ごみの総量は、平成29年度、30年度ともほぼ横ばいでしたが、新クリーンセンターではその全量が処理し切れないとの事情から、事業系の一部の可燃ごみを、継続して民間処理する状況となっております。また、この件につきましては、全員協議会のほうで説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

可燃ごみの削減のため、町民、事業者の皆様の御理解と御協力を努めるよう、今後も努力してまいりたいと考えております。

そして、最後、90ページでございます。面替地区に関するものでございます。事業の内容でございますが、まず町の責任におきまして、事業を実施する必要性が生じたときに迅速に対応するため、今回は工事費及び備品購入費を計上してございます。内容につきましては、今後、区との協議により決めてまいりたいと思っております。負担金につきましては、面替区の責任において区の振興策を実施していただくため、基金のうちの1,000万円を区に移管するものでございます。

また、本年度ありました憩の家に関する関連の案件でございますが、現在も区との調整を行っているところでございます。

説明は、以上でございます。

○議長（五味高明君） 大井産業経済課長。

○産業経済課長（大井政彦君） 私のほうからは、101ページ、多面的機能支払交付金の事業内容ということで説明いたします。

こちらにつきましては、農林水産省が2分の1、県が4分の1、市町村4分の

1の負担割合で事業実施する活動組織へ、交付金が支払われる仕組みとなっております。

農地法面の草刈り、用水路の泥上げといった耕作地周りの維持管理に係る作業に対して日当などの支払いができる農地維持支払交付金、それと水路・農道の軽微な補修、農村環境の生態系保全、景観保全を図るための活動として資源支払交付金（共同）、それと老朽化が進む農地周りの農業用排水路、農道などの補修更新活動に対して支払われる資源向上支払交付金（施設の長寿命化）という3本柱の交付金で構成されているものでございます。

令和元年度からは2団体が、組織を立ち上げて活動されております。塩野地区の下ノ平灌水組合が中心となって活動組織があります。それと、馬瀬口地区の簡水組合が集まって1つの組織として設立した団体と2団体がございます。令和2年度から、草越区の3団体の実施に対しての交付金を予算計上したところでございます。

塩野地区の関係につきましては、交付金対象農地面積が21.5ha、事業費が101万8,000円でございます。馬瀬口地区につきましては、対象面積が70.5ha、事業費が351万5,000円で、交付額が263万5,000円でございます。すみません。塩野の方の交付金額が76万2,000円ということになります。そして、草越区につきましては、先ほど井田議員の御質問にもございましたが、面積が105.2ha、事業費が534万1,000円、交付金額が400万5,000円で計上しているところでございます。3団体の合計で987万2,000円の事業費となっております。

以上です。

○議長（五味高明君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） 私のほうからは、社会資本整備総合交付金事業の橋梁修繕事業経費、道路修繕事業経費、単独道路新設改良費を説明いたします。

まず最初に、橋梁修繕事業382万円の事業内容と整備率についてです。事業内容は、しなの鉄道をまたぐ馬瀬口向端地区の源平橋と草越向原地籍の向原橋、湯川をまたぐ森泉追分線の軽井沢大橋、児玉横根線の故郷大橋、あと、濁川をまたぐ清万地区の清万橋の5橋の補修詳細設計業務を行います。また、補修工事につきましては、馬瀬口地区の北側を流れる繰矢川をまたぐ細久保大橋、同じく馬瀬口地区の北側を流れる中宿用水をまたぐ道陸2号橋、馬瀬口地区の西側を流れる針の木用水

をまたぐ針木沢3号橋、草越区東側を流れる重ノ久保川をまたぐ草越1号橋の4橋の補修工事を予定しております。整備率につきましては、令和元年度は補修設計業務のみの実施で、補修工事は実施しておりませんので、平成30年度の整備率と同様で、56橋中43橋の補修工事を完了しており、整備率は76.7%になります。

続きまして、道路修繕事業費1億7,283万6,000円の計画路線と事業内容について説明いたします。計画路線と事業内容ですが、道路拡幅計画と舗装修繕工事の2業務を予定しております。道路拡幅計画につきましては、七口線、水源地区のしなの鉄道のガード下をくぐりY字路から西軽井沢方面に向かう道路になります。

平成30年度に一部測量、詳細設計、平成31年度に残りの測量詳細設計と用地測量、令和2年度は、用地測量の結果に基づいて、補償物件調査業務と用地補償物件の補償をしていく予定です。

続いて、2路線目、川原田寺沢線ですが、こちら塩野地区真楽寺の東側の路線でございます。平成31年度に測量詳細設計業務を実施いたしまして、令和2年度は、用地測量と補償物件調査業務を実施いたします。

舗装修繕工事路線は、平成26年度に実施した路面性状調査の結果に基づき、向原区内線、こちらは、向原公民館から、南側へ下る路線でありまして、令和元年度の継続の延長ということで、延長は250mを予定しております。また、馬瀬口区内の東西に横断する道路、十石馬瀬口線です。こちら、本年度実施している路線の継続ということで、延長240mを予定しております。舗装修繕工事を予定しておりまして、こちら、社会資本整備総合交付金の関係から、交付金の内示額によってまた路線の増減とか、延長の増減というものが影響してくるところでございます。

最後に、単独道路新設改良費8,639万5,000円の計画路線の内容です。2路線の舗装修繕工事と2路線の側溝修繕工事、1路線の道路改良工事を予定しております。舗装修繕工事は、一里塚地区の世代間交流センターの西側の国道18号と浅間サンラインを結ぶ国道清万線、延長186mの舗装修繕と側溝180mの修繕工事を予定しております。

続いて、広戸地区の草越広戸地区農業集落排水の処理場から楓ヶ丘に向かう広戸御代田停車場線、こちら舗装修繕工事で延長660mを予定しております。あと、先ほどの道路修繕事業の舗装修繕工事にあわせて実施いたします一里塚国道線の側溝修繕工事を55m予定しております。

最後に、湯川にかかる面替橋から下流側に沿った道辰巳畑岩下線、こちらは180mの道路改良を予定しております。

以上です。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○13番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第23 議案第18号 令和2年度御代田財産区特別会計予算案

について―――

○議長（五味高明君） 日程第23 議案第18号 令和2年度御代田財産区特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書178ページをお開きください。

議案第18号 令和2年度御代田財産区特別会計予算案について

地方自治法第211条第1項の規定により、令和2年度御代田財産区特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和2年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

予算書の1ページをお開きください。

令和2年度御代田財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,258万9,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

こちら令和2年2月6日開催いたしました御代田財産区管理会におきまして、同意を得てございます。

2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算。

歳入でございます。

款1財産収入、項1財産運用収入は、財産区有地貸付料及び財政調整基金の預金利子でございます288万6,000円です。項2、財産売払い収入は科目設定の1,000円のみ計上です。

款2繰入金、項1基金繰入金は財政調整基金からの繰入金970万円です。

款3、項1繰越金、款4諸収入、項1雑入はそれぞれ科目設定の1,000円の計上でございます。

歳入合計1,258万9,000円でございます。

3ページをお願いいたします。

続きまして歳出であります。

款1総務費、項1総務管理費は委員報酬、区有地の下借りや管理委託料等の経費1,252万3,000円の計上でございます。

款2、項1予備費、6万6,000円であります。以上、歳出合計1,258万9,000円です。

説明は以上になります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で提案理由の説明を終わります。これより議題に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第24 議案第19号 令和2年度小沼地区財産管理特別会計予算案

について―――

○議長（五味高明君） 日程第24 議案第19号 令和2年度小沼地区財産管理特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書179ページをお開きください。

議案第19号 令和2年度小沼地区財産管理特別会計予算案について

地方自治法第211条第1項の規定により令和2年度小沼地区財産管理特別会計

予算を別冊のとおり提出する。

令和2年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

予算書1ページをご覧ください。

令和2年度小沼地区財産管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ307万5,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

こちら、令和2年2月5日開催いたしました小沼地区財産管理委員会において同意を得ております。

2ページお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算。

歳入でございます。

款1財産収入、項1財産運用収入は、管理地の土地貸付料と財政調整基金の預金利子1万2,000円の計上です。

項2財産売払い収入は科目設定の1,000円のみ計上です。

款2繰入金、項1基金繰入金は、財政調整基金からの繰入金で306万円であります。款3、項1繰越金、款4諸収入、項1雑入は、それぞれ科目設定1,000円のみ計上でございます。

歳入合計307万5,000円となっております。

3ページをご覧ください。

続きまして、歳出になります。

款1総務費、項1総務管理費は、こちら委員報酬、土地管理委託料等の経費307万2,000円あります。

款2、項1の予備費3,000円を計上しております。歳出合計307万5,000円となっております。

説明は以上となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で提案理由の説明を終わります。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第 25 議案第 20 号 令和 2 年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計予算案について―――

○議長（五味高明君） 日程第 25 議案第 20 号 令和 2 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） それでは、議案書 180 ページお願いいたします。

議案第 20 号 令和 2 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について

地方自治法第 211 条第 1 項の規定により令和 2 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

予算書の 1 ページをお願いいたします。

令和 2 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 15 億 8,339 万 4,000 円と定める。

2 項 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一次借入金の借入れの最高額は 3,000 万円と定める。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により、歳入歳出の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款

項内で、これらの経費の各項の間の流用。

それでは、2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

まず歳入でございます。

款1、項1国民健康保険税、本年度予算額3億8,908万2,000円で、前年度比5.4%の減となっております。現年度徴収率96.3%、それから被保険者の減少率3.0%で算定をしております。

款2使用料及び手数料、項1手数料。国保税督促手数料としまして15万6,000円の計上でございます。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、こちらオンライン資格確認システムに伴います町内のシステム改修経費に対する補助金といたしまして、146万3,000円の計上でございます。補助率は10分の10でございます。

款4県支出金、項1県補助金10億7,187万円で、前年度比1.9%の増となっております。市町村が支払う保険給付費等に要する費用に対し、全額交付される普通交付金と、医療費の適正化に向けた取り組みや生活習慣病予防事業等の取り組みに応じて交付される特別交付税交付金となっております。

款5財産収入、項1財産運用収入、基金の利子としまして3万円でございます。

款6繰入金、項1他会計繰入金1億972万9,000円で、前年度比1.1%増となっております。一般会計からの繰り入れで、保険基盤安定に対するものが主なものでございます。

款7、項1繰越金1,000万円の計上でございます。

款8諸収入、項1延滞金加算金及び過料、こちら75万7,000円の計上でございます。項2受託事業収入、こちら1,000円の科目設定でございます。令和2年度より、医療機関の窓口で特定健診の自己負担金を支払うことと変更予定でございますが、対応できない医療機関があった場合に備えるものということで、科目を設定してございます。項3雑入30万6,000円の計上でございます。こちらは、交通事故に伴う医療給付費、それから、国保資格喪失後の保険証使用に伴う医療費の返還分となっております。

歳入合計15億8,339万4,000円となっております。

3ページをお願いいたします。

歳出。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、本年度予算額、643万3,000円で、前年度比10.1%の減となっております。委託料、それから通信運搬費等が主なものでございます。項 2 町税費、賦課徴収費といたしまして418万円の計上でございます。項 3 運営協議会費、14万9,000円、こちらは運営協議会の委員報酬等でございます。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、療養給付費、療養費等でございます、9億1,451万円。前年度比で1.5%の増でございます。前年度の実績に基づきまして、一般被保険者療養給付費、月額7,530万2,000円で試算をしております。項 2 高額療養費、1億3,932万2,000円で、前年度比3.7%の増でございます。こちら前年度実績に基づきまして、月額1,157万8,000円で試算となっております。項 3 出産育児一時金、630万4,000円、見込み件数としまして、昨年度と同じ15件で試算をしております。項 4 葬祭諸費、100万円、こちら、見込みで20件を計上しております。

款 3 国民健康保険事業費納付金、こちらですが、市町村の被保険者数所得水準、医療費水準等を加味した上で、県より示されるものとなっております。項 1 医療給付費ですが、2億8,866万5,000円で、前年度比15.6%減となっております。項 2 後期高齢者支援金等で、1億1,314万6,000円で、こちら前年度比で7.2%減でございます。項 3 介護納付金4,713万6,000円で、前年度比9.1%減となっております。

款 4 保健事業費、項 1 特定健康診査等事業費、1,500万円で、特定健康診査等の事業費となっております。項 2 保険事業費、1,635万5,000円で、保健指導を行う職員の賃金、それから人間ドックの補助金等となっております。

款 5 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、466万4,000円でございます。

款 6、項 1 基金積立金、5万円の計上でございます。

4 ページをお願いいたします。

款 7、項 1 予備費2,648万円の計上でございます。

歳出合計、15億8,339万4,000円でございます。

説明につきましては以上です。御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で提案理由の説明を終わります。これより議案に対する質疑

を行います。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第26 議案第21号 令和2年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計予算案について―――

○議長(五味高明君) 日程第26 議案第21号 令和2年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。阿部保健福祉課長。

(保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇)

○保健福祉課長(阿部晃彦君) 議案書181ページお願いをいたします。

議案第21号 令和2年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について
地方自治法第211条第1項の規定により、令和2年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和2年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億9,149万6,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一次借入金の、借入れの最高額は、2,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を、流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

それでは、2ページお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

款1 保険料、項1 介護保険料、本年度予算額2億2,822万9,000円で、前年度比1.1%減となっております。低所得者軽減制度によるもので、基準月額につきましては、4,610円、普通徴収、現年度徴収率は、88%での算定となっております。

款2 分担金及び負担金、項1 負担金1億61万2,000円で、前年度比79.5%の減となっております。こちら介護予防事業の負担金でございます。令和2年度から配食サービスの自己負担分を直接事業者のほうへ支払うこととしたため、減額となっております。

款3 使用料及び手数料、項1 手数料、督促手数料としまして3万6,000円での計上です。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金1億7,275万4,000円で、前年度比2.4%の減となっております。介護給付費負担金で、在宅給付費の20%、施設給付費の15%の負担率となっております。項2 国庫補助金5,790万1,000円で調整交付金、それから地域支援事業交付金でございます。前年度比0.4%の減でございます。

款5、項1 支払基金交付金2億7,086万2,000円で、前年度比2.3%の減でございます。介護給付費に要する費用、また地域支援事業費の27%の負担率となっております。

款6 県支出金、項1 県負担金1億4,468万2,000円で、前年度比2.2%の減でございます。介護給付費負担金で、在宅給付費の12.5%、施設給付費の17.5%の負担率でございます。項2 県補助金916万6,000円で、前年度比0.3%の増でございます。地域支援事業交付金となっております。

款7 財産収入、項1 財産運用収入、基金の利子としまして、3万4,000円の計上でございます。

款8 繰入金、項1 他会計繰入金1億6,490万1,000円で、一般会計から介

護給付費、地域支援事業等への繰り入れ、前年度比5.0%の増となっております。低所得者保険料軽減対象者の拡大によりまして、繰入金の増となっております。項2基金繰入金、介護給付費の抑制を図るため、第7期においては、3年間で8,000万円の基金を取り崩し、1年度につき2,666万6,000円の繰り入れとなっておりますのでございます。

3ページをお願いいたします。

款9、項1繰越金1,200万円の計上でございます。

款10諸収入、項1延滞金加算金及び過料1万円の計上でございます。項2サービス収入264万円で、こちら、要支援1、2の方への居宅介護予防支援サービス計画費でございます。件数の増加によりまして、前年度比27.9%の増となっております。項3雑入は、3,000円の計上でございます。

歳入合計、10億9,149万6,000円となっております。

続きまして、4ページをお願いをいたします。

歳出でございます。

款1、項1総務費、本年度予算額1,701万5,000円で、前年度比10.2%の増となっております。増の要因は、主に会計年度任用職員制度への移行によるものが大きいかと思えます。

款2、項1保険給付費9億7,677万2,000円で、前年度比2.4%の減となっております。こちら、余り大きな伸びを見込まずに、前年度実績をもとに計上をしております。

款3地域支援事業費、項1包括的支援事業・任意事業費4,070万2,000円で、前年度比13.3%の減となっております。人件費や地域包括支援センターの運営経費が主なものでございます。項2介護予防生活支援サービス事業費4,207万4,000円で、前年度比3.1%増となっております。通所型サービス、それから現行サービスの増額、こういったものが主な要因となっております。項3一般介護予防事業182万8,000円で、前年度比0.8%の減となっております。介護予防普及啓発事業としまして、介護予防教室、生活サポーター養成事業等の経費でございます。

款4、項1基金積立金、こちら5万円の計上でございます。

款5、項1諸支出金80万3,000円で保険料等還付経費でございます。

款 6、項 1 予備費 1,225 万 2,000 円の計上でございます。

歳出合計 10 億 9,149 万 6,000 円でございます。

説明につきましては以上です。御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で提案理由の説明を終わります。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 27 議案第 22 号 令和 2 年度御代田町後期高齢者医療

特別会計予算案について―――

○議長（五味高明君） 日程第 27 議案第 22 号 令和 2 年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書 182 ページをお願いいたします。

議案第 22 号 令和 2 年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案について

地方自治法第 211 条第 1 項の規定により、令和 2 年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

予算書の 1 ページをお願いいたします。

令和 2 年度御代田町の後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 7,493 万 4,000 円と定める。

2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

2 ページをお願いいたします。

第 1 表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

款 1、項 1 後期高齢者医療保険料、本年度予算額 1 億 3,008 万 2,000 円で、保険料の均等割軽減特例の見直しと、被保険者の増加によりまして、前年度比 15.3%の増となっております。普通徴収、現年度徴収率 96%での算定でございます。

款 2 使用料及び手数料、項 1 手数料、督促手数料で 2 万円でございます。

款 3 繰入金、項 1 一般会計繰入金 3,726 万 4,000 円で、前年度比 2.3%の増でございます。事務費、保険基盤安定、保健事業費等に対する繰り入れとなっております。

款 4、項 1 繰越金 30 万円の計上でございます。

款 5 諸収入、項 1 延滞金加算金及び過料 2 万円の計上でございます。項 2 償還金及び還付加算金 60 万 5,000 円の計上となっております。項 3 雑入 664 万 3,000 円で、こちら健診事業費広域連合の支出金、それから人間ドックや、令和 2 年度から開始いたします高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に対する交付金等で、特別調整交付金となっております。

歳入合計、1 億 7,493 万 4,000 円でございます。

3 ページをお願いいたします。

歳出。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、本年度予算額 144 万 9,000 円で、システム保守委託料、通信運搬費等が主なものでございます。項 2 徴収費、賦課徴収費としまして、44 万 2,000 円でございます。

款 2、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 6,364 万 6,000 円で、前年度比 12.0%の増となっております。保険料等負担金、保険基盤安定負担金でございます。

款 3 保健事業費、項 1 検診事業費 215 万 6,000 円で、前年度比 26.0%増でございます。後期高齢者の検診委託料等となっております。項 2 保健事業費 633 万 8,000 円で、人間ドックの補助金、それから高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施ということで、事業費の計上でございます。

款 4 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金 60 万 5,000 円の計上でございます。

款 5、項 1 予備費 29 万 8,000 円でございます。

歳出合計 1 億 7,493 万 4,000 円となっております。

説明につきましては以上です。御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で提案理由の説明を終わります。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第 28 議案第 23 号 令和 2 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業

特別会計予算案について―――

○議長（五味高明君） 日程第 28 議案第 23 号 令和 2 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書 183 ページをお願いいたします。

議案第 23 号 令和 2 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について

地方自治法第 211 条第 1 項の規定により、令和 2 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

次の予算書 1 ページをご覧ください。

令和 2 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 21 万 6,000 円と定める。

2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

次の 2 ページをご覧ください。

第 1 表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

款 1 県支出金、項 1 県補助金、本年度予算額 9 万 9,000 円は、償還事務費の定額 4 分の 3 の補助金でございます。

款 2 繰入金、項 1、失礼いたしました。款 2 繰越金、項 1 繰越金、本年度予算額 3 万 2,000 円は、前年度からの見込み額でございます。

款 3 諸収入、項 1 貸付金元利収入、本年度予算額 8 万 4,000 円です。こちらは貸付金償還金の現年分でございます。項 2 延滞金加算金及び過料、項目設定でございます。繰入金でございます。項 1 他会計繰入金はございません。

したがいまして、歳入合計は、本年度予算額 21 万 6,000 円となり、前年度と比較いたしまして、34 万 8,000 円の減額でございます。

次の 3 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1 土木費、項 1 住宅費、本年度予算額 21 万 6,000 円は、事務担当者の研修に伴う旅費及び庁舎光熱水費でございます。

公債費は、償還完了によりございません。

したがいまして、歳出合計は、本年度予算額 21 万 6,000 円となり、前年度と比較いたしまして 34 万 8,000 円の減額でございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で提案理由の説明を終わります。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第 29 議案第 24 号 令和 2 年度御代田町公共下水道事業

特別会計予算案について―――

○議長（五味高明君） 日程第 29 議案第 24 号 令和 2 年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書 184 ページをお願いいたします。

議案第 24 号 令和 2 年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について

地方自治法第211条第1項の規定により、令和2年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案を別冊のとおり提出する。

令和2年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

次の予算書1ページをお願いいたします。

令和2年度御代田町の公共下水道事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億8,581万6,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

次の2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入です。

款1 分担金及び負担金、項1 負担金、本年度予算額5,154万9,000円は、受益者負担金、分担金の現年分及び繰り越し分でございます。

款2 使用料及び手数料、項1 使用料3億1,272万円は、公共下水道特環下水道の現年分、及び繰り越し分でございます。項2 使用料、失礼しました。項2 手数料、本年度予算額25万6,000円は、指定工事店申請手数料、督促手数料でございます。

款3 国庫支出金、項1 国庫補助金、本年度予算額2,300万円です。こちらは、社会資本整備総合交付金で行う、本管工事及びストックマネジメント業務に関するものでございます。補助率は50%でございます。

款4 繰入金、項1、他会計繰入金、本年度予算額1億9,852万5,000円です。こちらは、一般会計からの繰り入れでございます。

款5 繰越金は、本年度予算額100万円で、前年度からの見込み額でございます。

款 6 諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料、本年度予算額 9 5 万 1, 0 0 0 円です。こちらは、延滞金の見込み額でございます。項 2 雑入、本年度予算額 1 万 5, 0 0 0 円です。金抜設計手数料でございます。

款 7 町債、こちらは、本年度予算額 1 億 9, 7 8 0 万円で、整備事業債と公営企業会計の適用債でございます。

したがいまして、歳入合計は、本年度予算額 7 億 8, 5 8 1 万 6, 0 0 0 円となり、前年度と比較いたしまして、2, 6 5 1 万 3, 0 0 0 円の増額でございます。

次の 3 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1 土木費、項 1 都市計画費、本年度予算額 2 億 2, 6 6 5 万 9, 0 0 0 円です。光熱水費、人件費、処理場などの維持管理に伴う経費でございます。また、下水道整備に伴う工事費となっております。

款 2 公債費は、本年度予算額 5 億 5, 8 1 5 万 7, 0 0 0 円です。町債元金及び利子の償還でございます。

款 3 予備費は、本年度予算額 1 0 0 万円です。

したがいまして、歳出合計は、本年度予算額 7 億 8, 5 8 1 万 6, 0 0 0 円となり、前年度と比較いたしまして、2, 6 5 1 万 3, 0 0 0 円の増額でございます。

次の 4 ページをお願いいたします。

第 2 表 地方債。

起債の目的、公共下水道事業の限度額 4, 1 1 0 万円、資本費平準化限度額 1 億 5, 4 0 0 万円。公営企業会計適用債限度額 2 7 0 万円。合計 1 億 9, 7 8 0 万円でございます。起債の方法は、証書借入または償還の発行、利率は年 4 % 以内、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で提案理由の説明を終わります。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

この際、暫時休憩します。

（午後 3 時 0 2 分）

(休 憩)

(午後 3時15分)

○議長（五味高明君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間は議事の都合で、あらかじめこれを延長いたします。

―――日程第30 議案第25号 令和2年度御代田町農業集落排水事業

特別会計予算案について―――

○議長（五味高明君） 日程第30 議案第25号 令和2年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

(建設水道課長 金井英明君 登壇)

○建設水道課長（金井英明君） 議案書185ページをお願いいたします。

議案第25号 令和2年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案について

地方自治法第211条第1項の規定により、令和2年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり提出いたします。

令和2年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

次の予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度御代田町の農業集落排水事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,923万7,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

次の2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入です。

款1分担金及び負担金、項1分担金、今年度予算額51万7,000円です。前

年度の修繕工事費の7%と事務費でございます

款2 使用料及び手数料、項1 使用料、本年度予算額814万1,000円です。施設の使用料の現年分繰越分でございます。項2 手数料、本年度予算額1,000円は項目設定でございます。

款3 繰入金、項1 他会計繰入金、本年度予算額2,027万6,000円です。一般会計からの繰り入れでございます。

款4 繰越金は、本年度予算額30万円で、前年度からの見込み額でございます。

款5 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料と項2 雑入、こちらはそれぞれ項目設定でございます。

したがいまして、歳入合計は、本年度予算額2,923万7,000円となり、前年度と比較いたしまして18万8,000円の増額でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出です。

款1 農林水産業費、項1 農地費、本年度予算額1,151万3,000円です。処理場の光熱水費、消耗品、維持管理委託料でございます。

款2 公債費は、本年度予算額17万3,700円で、町債の元金及び利子の償還でございます。

款3 予備費は、本年度予算額35万円でございます。

したがいまして、歳出合計は、本年度予算額2,923万7,000円となり、前年度と比較いたしまして、18万8,000円の増額でございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――― 日程第31 議案第26号 令和2年度御代田町個別排水処理施設

整備事業特別会計予算案について―――

○議長（五味高明君） 日程第31 議案第26号 令和2年度御代田町個別排水処理施設

設整備事業特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

(建設水道課長 金井英明君 登壇)

○建設水道課長(金井英明君) 議案書186ページをお願いいたします。

議案第26号 令和2年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案について

地方自治法第211条第1項の規定により、令和2年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算を別冊のとおり提出いたします。

令和2年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

次の予算書1ページをお願いいたします。

令和2年度御代田町の個別排水処理施設整備事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,257万2,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入です。

款1 使用料及び手数料、項1 使用料、本年度予算額551万円です。処理施設98基分の使用料でございます。項2 手数料、こちらは項目設定でございます。

款2 繰入金、項1 他会計繰入金、本年度予算額696万円は、一般会計からの繰り入れでございます。

款3 繰越金は、本年度予算額10万円で、前年度からの見込み額でございます。

款4 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料、こちらは項目設定でございます。

したがいまして、歳入合計は、本年度予算額1,257万2,000円となり、前年度と比較いたしまして、56万2,000円の増額でございます。

3 ページをお願いいたします。

歳出です。

款 1 衛生費、項 1 保健衛生費、本年度予算額 6 4 6 万 2, 0 0 0 円です。施設修繕料、管理委託料、事務費などでございます。

款 2 公債費は、本年度予算額 5 9 0 万 1, 0 0 0 円で、町債の元金及び利子の償還でございます。

款 3 予備費は 2 0 万円でございます。

したがいまして、歳出合計は、本年度予算額 1, 2 5 7 万 2, 0 0 0 円となり、前年度と比較いたしまして 5 6 万 2, 0 0 0 円の増額でございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第 3 2 議案第 2 7 号 令和 2 年度御代田小沼水道事業

会計予算案について―――

○議長（五味高明君） 日程第 3 2 議案第 2 7 号 令和 2 年度御代田小沼水道事業会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書 1 8 7 ページをお願いいたします。

議案第 2 7 号 令和 2 年度御代田小沼水道事業会計予算案について

地方公営企業法第 2 4 条第 2 項の規定により、令和 2 年度御代田小沼水道事業会計予算を別冊のとおり提出いたします。

令和 2 年 3 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

予算書の 1 ページをお願いいたします。

令和2年度御代田小沼水道事業会計予算。

第1条 令和2年度御代田小沼水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。給水件数4,150件は、昨年より150件の増加を見込んでおります。

年間総有収水量は78万3,000 m^3 で、こちらは送水された水道水のうち、実際に使用され料金収入による水量でございます。昨年度より6,000 m^3 を多く見込んでおります。

1日の平均有収水量は、2,145 m^3 で、こちらは昨年度より17 m^3 の増加を見込んでおります。

主な建設改良工事でございますが、工事の総事業費といたしまして、3,897万3,000円でございます。主には西軽井沢地区の、配水管布設工事及び実施設計業務によるものでございます。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりでございます。

収入でございます。

第1款、水道事業収益1億8,717万1,000円でございます。こちらは482万3,000円昨年度より増えております。内訳でございます。第1項、営業収益1億6,796万3,000円でございます。こちらは、水道使用料、消火栓管理料などでございます。第2項、営業外収益1,920万8,000円でございます。こちらは減価償却分の国庫補助金分でございます。

歳出、第1款、水道事業料1億7,356万4,000円です。こちらは昨年度と比較しまして387万7,000円の増額でございます。第1項、営業費用でございます。1億5,941万3,000円です。こちらの主なものは、浅麓水道企業団からの受水費、並びに寺沢水源の浄水方法の変更認可に伴う委託料、職員4名分の総係費でございます。第2項、営業外費用1,365万1,000円です。こちらは企業債利息、消費税の還付でございます。第4項、予備費は50万円でございます。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の資本的収支の差額7,224万1,000円は、建設改良積立金511万7,000円、減災積立金1,840万円、消費税資本的収支調整額318万9,000円、損益勘定留保資金といたしまして

現金の出入れを伴わない減価償却費から長期前受金戻入を引いた額 4,553万5,000円を補填するものです。

収入、第1款、資本的収入643万5,000円でございます。内訳としまして、第1項、企業債並びに第3項、補助金はございません。第2項、工事負担金といたしまして643万5,000円、こちらは新規加入金の45件分を見込んでおります。

2ページをお願いいたします。

支出、第1款、資本的支出7,867万6,000円です。こちらは前年度と比較いたしまして2,649万5,000円の減額でございます。主には上水道情報管理システムの構築業務を実施いたしまして、今年度につきましては実施はいたしませんので、その分の減額でございます。第1項、建設改良費4,203万4,000円です。こちらは西軽井沢地区の配水管設備工事及び実施設計業務でございます。第2項、企業債償還金3,464万2,000円、こちらは企業債の元金の償還でございます。第3項、予備費は200万円でございます。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は1,000万円と定める。借入金の予定はございませんが、緊急時の対応といたしまして限度額のみ設定するものでございます。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員の給与費2,326万3,000円です。こちらは5ページの総係費の給料、手当、福利厚生費でございます。

(2) 公債費、こちらは5万円です。こちらも同様に5ページの総係費の塩野上宿用水組合の会合費でございます。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は272万7,000円と定めております。令和2年度中に検定満了となる水道メーターの交換分といたしまして220万3,000円と、7ページの資産購入費、新規ストック分といたしまして52万4,000円でございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

令和2年度御代田小沼水道事業予定キャッシュフロー計算書でございます。こちらは令和2年4月1日から令和3年3月31日までの会計期間の現金の流れを示しております。

Iです。業務活動によるキャッシュフローでございますが、こちらは本業である事業の売り上げによる収入、仕入れによる支出、職員給与などの支出を示したものでございまして、合計6,665万4,000円でございます。

IIです。投機活動によるキャッシュフローでございます。こちらは将来的な設備投資による支出、固定資産の売却などによる収入を示したもので3,507万5,000円のマイナスでございます。

IIIで、財務諸活動によるキャッシュフローです。資金調達に関する借入金による収入、返済による支出を示したものです。あわせましてマイナス3,464万2,000円でございます。

よって、IV、資金減少額は306万3,000円となりまして、V、資金期首残高は8億53万5,000円、VI、資金期末残高は7億9,747万2,000円となります。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第33 議案第28号 令和元年度御代田町一般会計補正予算案

（第7号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第33 議案第28号 令和元年度御代田町一般会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書 188 ページをお開きください。

議案第 28 号 令和元年度御代田町一般会計補正予算案について

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和元年度御代田町一般会計補正予算（第 7 号）を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

予算書の 1 ページをお開きください。

令和元年度御代田町の一般会計補正予算（第 7 号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1,633 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 62 億 4,058 万 4,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

次の 2 ページから、「第 1 表 歳入歳出予算補正」につきましては、資料番号 3 で御説明をさせていただきます。

令和元年度一般会計補正予算（第 7 号）の初めに歳入でございます。

款 1 徴税、項 1 町民税、補正額 1 億 3,300 万円の増額でございます。個人住民税で 4,300 万円、こちらは給与所得の増によるものです。法人町民税は 9,000 万円ということで、こちらは 12 月の申告納付急増となっており、大幅な増額をお願いしております。項 2 固定資産税 3,000 万円の増額です。こちらは償却資産、新增築の家屋の増による増額でございます。

款 14 国庫支出金、項 1 国庫負担金 7,152 万 2,000 円の増でございます。

こちらは子どものための教育保育給付費負担金で791万2,000円の増のほか、災害復旧事業費の負担金として、農林分で5,698万9,000円、土木分で375万円の増でございます。こちらは激甚災害指定によるもの、または事業費の増による増額でございます。項2国庫補助金2,361万円の減額でございます。主なものとしみますと、社会資本整備総合交付金2,829万4,000円の減額ということで、交付金額確定による減でございます。

款17寄附金で4,905万円の増です。ふるさと納税寄附金4,800万円、フォトフェスティバルの寄附金としまして105万円増額をお願いしております。

款18繰入金、項1基金繰入金2億5,496万8,000円の減でございます。初めに、財政調整基金1億8,000万円の減額です。こちらは町税の増額、また歳出の減額等によりまして1億8,000万円、大幅に減とさせていただいております。それと役場庁舎整備基金繰入金7,096万8,000円の減ですが、こちらは事業費の減に伴いまして繰入金減としております。

款21町債では3,340万円の減額です。それぞれ事業費の減額にあわせまして、公共施設等債のうち農林の分で1,060万円、土木分で2,290万円等を減額しております。

歳入合計で1,633万3,000円の減額であります。

次のページをお願いいたします。

歳出であります。

款2総務費、項1総務管理費3,333万4,000円の減でございます。役場庁舎整備事業経費で7,096万8,000円の減、また、ふるさと納税寄附金増額に伴いまして特典事業委託料、また、ふるさと創生基金積立金を増額しております。

款3民生費、項2児童福祉費2,792万円の増でございます。私立保育所の保育委託料1,990万5,000円、地域型保育給付費360万6,000円につきましては、国の公定価格の変更、また、途中入園の増によりまして増額をお願いしております。

款4衛生費、項1保健衛生費63万3,000円の増額でございます。新エネルギー導入奨励金200万円の増額などを計上しております。項2清掃費483万9,000円の減でございます。新クリーンセンターの負担金等の減額がございましたが、資源ごみ、粗大ごみ等の処理委託料103万8,000円の増額をお願い

します。

款6農林水産業費、項1農業費564万3,000円の増でございます。担い手確保・経営強化事業補助金としまして452万3,000円、滞在型農園施設の基金積立金として190万円増をお願いしております。

款8土木費、項2道路橋梁費5,103万3,000円の減でございます。社会資本整備総合交付金事業経費としまして4,840万円の減でございます。交付金事業で交付額確定により、あわせて事業費も減額しております。項4都市計画費1,059万6,000円の減につきましては、公共下水道事業特別会計繰出金が主なもので925万1,000円の減となっております。

続きまして、次のページをお願いいたします。

教育費でございます。それぞれ減額をお願いしているところではありますが、項2小学校費では、施設修繕料としまして、北小の体育館の扉の修繕25万1,000円、中学校費では、来客用の駐車場の照明の設置工事17万6,000円の増額、また、社会教育費では、文化財保護関連工事としまして、一里塚のしだれ桜の枝の伐採工事としまして27万5,000円増額をお願いしております。

款11災害復旧費では、農林水産業施設災害復旧費で4,406万2,000円の増、公共土木施設では900万円の増というところで、それぞれ査定設計、詳細設計の結果、増額をお願いしております。

以上、歳出合計1,633万3,000円の減額でございます。

補正予算書の6ページをお開きください。

「第2表 繰越明許費」でございます。

全部で11事業、3億1,205万9,000円を計上させていただきました。昨年10月の台風災害の影響で、災害復旧費を優先したことによりまして、それぞれの事業と翌年度へ繰り越しをお願いするものでございます。

初めに、款2総務費、項1総務管理費、しなの鉄道車両更新事業として1,029万3,000円でございます。

款6農林水産業費、項3農地費、土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業としまして34万1,000円、また、面替地区の余水吐きの改修工事を行います農道用水等維持管理事業262万9,000円、それと、抜井地区農業排水路改修の農業競争力強化基盤整備事業539万9,000円、それと児玉雨池地区の用排水

路改修であります、農山漁村地域整備交付金基盤整備促進事業で1,716万3,000円となっております。

款8土木費、項2道路橋梁費では、道路修繕分、川原田寺沢線、七口線の調査測量設計といたしまして実施をします社会資本整備総合交付金事業で1,799万4,000円、また、大谷地地区内の11号線、六反1号線の実施でございます町単独道路新設改良事業で2,920万円をお願いしております。

款11災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費では、町単独災害復旧事業としまして4,174万9,000円、国庫補助の復旧といたしまして1億2,339万1,000円でございます。項2、公共土木施設災害復旧では、町単独災害復旧事業としまして2,820万円、国庫補助の災害復旧事業として3,570万円を繰り越しをお願いしております。

7ページをお願いいたします。

「第3表 債務負担行為補正」でございます。

こちらは個別施設計画の策定支援業務につきまして、限度額を750万円から381万7,000円に、変更をお願いするものでございます。

8ページをお願いいたします。

「第4表 地方債補正」となります。

全て事業費の変更による、限度額の変更となっております。

初めに、公共事業等債の限度額7,150万円につきましては3,350万円減額しまして3,800万円とするものでございます。

続いて、農地農林施設災害復旧事業債5,510万円を380万円減額で5,130万円、また、公共土木施設等の災害復旧事業で4,820万円、こちらは320万円増額、5,190万円とするものでございます。

一般事業債につきましては、1,060万円を40万円の減額で、1,020万円でございます。

あと、防災対策事業510万円につきましては、60万円増額いたしまして570万円とするものでございます。

説明については以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

井田議員。

○6番（井田理恵君） 6番、井田です。

1点お願いします。

14ページの県の支出金、歳入で款15農業水産振興の県の補助金で、説明欄028、担い手確保経営強化支援事業補助金452万3,000円ですが、これがそのまま歳出の補助金で、同額になっておりますので、担い手不足強化補助金は補助率が100%なのか、そして、その担い手確保について、その対象者の見込みなどについてお知らせください。

○議長（五味高明君） 大井産業経済課長。

○産業経済課長（大井政彦君） こちらにつきましては、先進的な農業経営の確立に意欲的な地域の担い手に対し、必要な農業用機械、施設の導入を支援する事業でございます。

農業者から要望が1件ございまして、トラクターとブームスプレーヤ、ロータリーを整備する内容でございまして、事業費905万470円に対しまして、補助率2分の1以内で452万3,000円を補正予算計上させていただいたところでございます。

本事業は、令和元年度の国補正予算の閣議決定をされる中で、要望調査が1月に始まったもので、採択の場合は、令和2年度への繰り越し事業となります。このことから今議会での補正予算をお願いしました。

しかしながら残念ですが、先日県のほうから申請者のポイント、ボーダーラインのポイントに届きませんので、不採択という連絡がございました。専決補正にて減額させていただく予定でございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかに。市村議員。

○13番（市村千恵子君） 議席番号13番、市村千恵子です。

3点お聞きいたします。

23ページをお願いします。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、説明欄のほうですが、

13060、広域保育委託料83万8,000円の増額、それから、その下、私立保育所保育委託料1,990万5,000円の増額、その下、地域型保育給付費360万6,000円というふうで、先ほど企財課長のほうから、公定価格の増ということと人数の増ということをおっしゃられた訳ですけれども、その広域保育はどこに何人増えたのか、そのそれぞれの人数をお願いします。

それと26ページになります。

款4衛生費、項2清掃費、目1じんかい処理費のところの、説明欄の下の方ですけども、面替地区振興基金事業経費ということで、これ予算計上そのまま補助金200万、補償金200万、全て減額ということなのですが、この減額の理由についてお願いします。

3点目の、30ページをお願いします。

30ページ、款8土木費、項2道路橋梁費、目3社会資本整備総合交付金事業費、道路修繕経費4,840万円の減額というふうになっている訳ですけど、事業確定ということもあります、この減額の理由についてお願いしたいと思います。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

（町民課長 柳沢俊義君 登壇）

○町民課長（柳沢俊義君） それでは私から、まず23ページの児童福祉費関連について御説明いたします。

まず初めに、広域保育料委託料83万8,000円でございますけれども、年末から年度末にかけては、転入転出の増加が伴います。それに伴いまして年度途中の転園を望まない御家庭が多数おるということから、当初見込みから5名の増加となったことでございます。

次に、私立保育所保育委託料の増額1,990万5,000円でございますが、こちら、転入や期限後の申請による途中入園14名の増加に伴うもの及び、先ほど説明がありました委託料の算定の基になります公定価格の増額によるものでございます。

地域型保育給付費360万6,000円の増額につきましても、途中入園で5名の増加によるものにより、同様の理由による増額でございます。

続きまして、26ページの面替地区の関係でございますが、補助金、補償費のついての減額についてでございますが、2月、本予算作成時におきまして、本年度に

つきましては当該事業は見込めなかったこと、また土地購入に係る立木等の補償対象の該当にならなかったことが減額の理由でございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 社会資本整備総合交付金の道路修繕事業経費4,840万円の減額の理由でございます。

社会資本整備総合交付金事業の要望額に対する内示額でございます。水源地区の七口線の道路改良につきましては、要望額2,000万円に対しまして、内示額が1,627万3,000円、内示率は81.3%でした。

塩野地区の真楽寺の東側の川原田寺沢線については、要望額2,000万円に対しまして、内示額が937万6,000円、内示率は46.8%、向原公民館から南へ下る向原区内線ほか3路線を予定しておりました補修修繕工事につきましては、要望額1億8,000万円に対しまして、内示額が3,505万4,000円、内示率は19.4%、この3つをあわせまして要望額は2億2,000万に対して、内示額は6,070万3,000円、内示率は27.5%と非常に低額であったため、予定しておりました七口線の補償物件調査業務、また、川原田寺沢線の用地測量補償物件調査業務につきましては、令和2年度の当初予算に計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○13番（市村千恵子君） 先ほどのその面替地区の立木とかのものが補償には当たらないというふうになったということですけど、これは憩いの家に関連するものですか。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） はい、そのとおりでございます。

○13番（市村千恵子君） わかりました。終わります。

○議長（五味高明君） 他に。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 3 4 議案第 2 9 号 令和元年度御代田町国民健康保険

事業勘定特別会計補正予算案（第 3 号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第 3 4 議案第 2 9 号 令和元年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書 1 8 9 ページをお願いします。

議案第 2 9 号 令和元年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和元年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

予算書の 1 ページをお願いいたします。

令和元年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算（第 3 号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2 3 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 7 億 7, 3 4 9 万 3, 0 0 0 円とする。

2 項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお願いいたします。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」。

まず、歳入でございます。

款 5 繰入金、項 1 他会計繰入金、補正額 3 4 万 7, 0 0 0 円の減額でございます。こちらの内訳ですが、人件費、人勸の差額分の増額、それから保険基盤安定の保険税軽減分の減額、保険者支援分の増額、こういったものがございまして、トータルで補正額 3 4 万 7, 0 0 0 円の減となっております。

款 8 国庫支出金、項 2 国庫補助金 1 1 万 7, 0 0 0 円の増額でございます。こちらは社会保障税番号制度システム、マイナンバー情報連携の関係のシステム整備の補助金でございます、補助率 1 0 分の 1 0 となっております。

歳入合計 2 3 万円の減額でございます。

3 ページをお願いいたします。

歳出、款 1 総務費、項 1 総務管理費、補正額 1 1 万 8, 0 0 0 円の増額でございます。こちらがシステムの改修費でございます。

款 3 国民健康保険事業費納付金、項 1 医療給付費、こちらは財源の変更となっております。

款 4、項 2 保健事業費 6 万 2, 0 0 0 円の増額、こちらは人件費の増でございます。

款 7、項 1 予備費 4 1 万円の減額、こちらで調整してございます。

歳出合計 2 3 万円の減でございます。

説明につきましては以上でございます。御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 3 5 議案第 3 0 号 令和元年度御代田町介護保険事業

勘定特別会計補正予算案について―――

○議長（五味高明君） 日程第 3 5 議案第 3 0 号 令和元年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書 1 9 0 ページをお願いいたします。

議案第 3 0 号 令和元年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和元年度御代田町介護保険事業勘

定特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和2年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

予算書の1ページをお願いいたします。

令和元年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,342万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,895万8,000円とする。

2項 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページ、お願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、補正額398万6,000円の減額となっております。こちらは介護サービス等諸費、給付費等の減に伴う減額でございます。

項2国庫補助金、30万7,000円の増額でございます。こちらは介護標準レアウト変更に伴います、システム改修費の補助でございまして、補助率3分の2となっております。

款5、項1支払い基金交付金531万1,000円の減額でございます。こちらでも介護サービス等諸費、給付費等の減額に伴うものでございます。

款6県支出金、項1県負担金249万1,000円の減額。こちらにつきましても同様の減額でございます。

項2県補助金3万3,000円の増額でございます。こちらは通所型サービス費増加に伴います、増額となっております。

款8繰入金、項1他会計繰入金233万円の減額でございます。こちらでも介護サービス等諸費、給付費等の減額に伴うものでございます。

款10諸収入、項2サービス収入35万5,000円の増額でございます。こちらから要支援1、2の方の居宅介護予防支援サービス計画費の収入実績に伴いまして増額でございます。

歳入合計 1,342 万 3,000 円の減額となっております。

3 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1、項 1 総務費、補正額 38 万 2,000 円の増額でございます。こちらはシステム改修費となっております。

款 2、項 1 保険給付費 1,993 万 4,000 円の減額でございます。こちらが、居宅介護サービス給付費等の減となっております。

款 3 地域支援事業費、項 1 包括的支援事業・任意事業費 1 万 5,000 円の増額。こちらは人件費の増でございます。

項 2 介護予防・生活支援事業費 26 万 6,000 円の増額でございます。こちらは通所型サービス等の負担金の増額となっております。

款 6、項 1 予備費 584 万 8,000 円の増額でございます。

歳出合計 1,342 万 3,000 円の減額となっております。

説明につきましては以上でございます。御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 36 議案第 31 号 令和元年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案（第 4 号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第 36 議案第 31 号 令和元年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書 191 ページをお願いします。

議案第 31 号 令和元年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について

地方自治法第218条第1項の規定により令和元年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出いたします。

令和2年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

次の補正予算書1ページをお願いいたします。

令和元年度御代田町公共下水道事業特別会計予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,025万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,916万6,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正、第3条 地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

次の2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入です。款3国庫支出金、項1国庫補助金、補正額120万円の減額です。こちらは社会資本整備総合交付金で行った本管工事、処理場ストックマネジメント業務の、事業費の確定に伴うものでございます。

款4繰入金、項1他会計繰入金。補正額925万1,000円の減額です。一般会計からの繰り入れでございます。

款7町債の補正額980万円の減額でございます。本管工事等の事業費の確定、または見込み額の確定に伴うものでございます。

したがいまして、歳入合計は補正額2,025万1,000円となり、総額7億6,916万6,000円でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。款1土木費、項1都市計画費、補正額2,025万1,000円の減額です。処理場維持管理、本管工事などの事業費の確定または見込み額の確定によるものでございます。

款2公債費の補正額はございません。

したがいまして、歳出合計は補正額 2,025 万 1,000 円の減額となり、総額 7 億 6,916 万 6,000 円でございます。

次の 4 ページをお願いいたします。

第 2 表 繰越明許費。款 1 土木費、項 1 都市計画費。事業名、特定環境保全公共下水道建設事業経費、金額は 1,630 万円でございます。こちらは塩野のやまゆり工業団地周辺の下水道整備でございます。工業団地所有者の工業建設予定地などの協議に時間を要したこと、また、令和元年度東日本台風による災害復旧工事を優先したことにより、本年度の竣工は見込めないことから、繰り越しをお願いするものでございます。

次の 5 ページをお願いいたします。

第 3 表 地方債補正を変更いたします。

起債の目的は公共下水道事業です。補正前の限度額を 6,510 万円から 980 万円減額いたしまして、補正後の限度額を 5,530 万円とするものです。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第 37 議案第 32 号 令和元年度御代田小沼水道事業

会計補正予算案（第 3 号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第 37 議案第 32 号 令和元年度御代田小沼水道事業会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書の 192 ページをお願いいたします。

議案第32号 令和元年度御代田小沼水道事業会計補正予算案について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和元年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出いたします。

令和2年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

次の補正予算書の1ページをご覧ください。

令和元年度御代田小沼水道事業会計の補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

収益的収支の補正。第1条 令和元年度御代田小沼水道事業会計予算第3条中に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。収益的支出につきましては、3ページにありますように、第51款水道事業費用、第1項営業費用といたしまして、16万円の増額をお願いをするもので、こちらは人事院勧告による総経費の増額でございます。

第2項 営業外費用並びに第4項予備費につきましては、増額はございません。

したがいまして、補正額は16万円の増額となり、総額1億6,977万6,000円でございます。

続きまして、職員給与費の補正。第2条 予算第6条中に定めた職員給与費の予算額を次のとおり補正する。職員給与といたしまして、補正額16万円の増額で、総額2,294万9,000円でございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第38 報告第2号 陳情の処理の経過及び結果の報告について―――

○議長（五味高明君） 日程第38 報告第2号 陳情の処理の経過及び結果の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

(保健福祉課長 金井英明君 登壇)

○保健福祉課長(阿部晃彦君) 議案書193ページをお願いいたします。

報告第2号 陳情の処理の経過及び結果の報告について

令和元年12月17日付、御議発第63号で請求のあった陳情の処理の経過及び結果を別紙のとおり報告するものでございます。

令和2年3月4日

御代田町長 小園拓志

194ページをお願いいたします。

陳情の処理の経過及び結果の報告。令和元年12月17日付、御議発第63号で請求のあった陳情の処理の経過及び結果を次のとおり報告します。

記といたしまして、1、件目、陳情第14号 妊婦を対象とした歯科健康診査の実施を求める陳情。

2、処理の経過及び結果。妊婦の口腔に関する健康管理は、母子健康手帳の交付時にリーフレットを用いて情報提供、受診勧奨をしているところですが、さらに支援の充実を図るため、近隣市町の妊婦歯科健康診査事業の実施状況を確認するなど、資料をもとに検討を行いました。事業の実施には、歯科医師の協力が不可欠であることから、町歯科医師が所属しております、北佐久歯科医師会に協力を依頼、承諾を経て、令和2年度からの事業実施に向けて準備を進めているところでございます。

令和2年4月1日施行の要綱を策定いたしまして、また令和2年度一般会計予算案に、予算を計上してございます。妊婦歯科検診委託料といたしまして10万5,000円の計上となっております。

以上のとおり報告をいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長(五味高明君) 以上で報告理由の説明を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって陳情の処理の経過及び結果の報告を終わります。

―――日程第39 報告第3号 放棄した債権の報告について―――

○議長（五味高明君） 日程第39 報告第3号 放棄した債権の報告についてを議題と
します。

報告理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） 議案書の197ページをご覧ください。

報告第3号 放棄した債権の報告について

御代田町私債権管理条例第16条第1項の規定に基づき、町の債券について下記
調書のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告します。

記としまして、債権放棄調書。

債権放棄年月日、令和2年1月31日。

債権の名称、公用車修理代。

債権放棄の事由、第1号生活困窮状態でございます。及び第5号徴収停止措置か
ら1年以上経過でございます。

令和元年度の放棄した債権、人数1人、件数1件、金額2万9,160円。

令和2年3月4日

御代田町長 小園拓志

詳細につきましては、去る2月14日に開催されました、議会全員協議会で説明
したとおりでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 以上で報告理由の説明を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって放棄した債権の報告を終わります。

―――日程第40 報告第4号 令和2年度御代田町土地開発公社事業計画

及び予算の報告について―――

○議長（五味高明君） 日程第40 報告第4号 令和2年度御代田町土地開発公社事業

計画及び予算の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

(企画財政課長 荻原春樹君 登壇)

○企画財政課長(荻原春樹君) 議案書198ページをお開きください。

報告第4号 令和2年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告について
令和2年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算を令和2年2月5日、御代田町土地開発公社理事会において決定し、提出されましたので、地方自治法第243条の3、第2項により別紙のとおり報告する。

令和2年3月4日

御代田町長 小園拓志

資料の、1枚おめくりいただきまして、資料1ページをお願いいたします。

令和2年度御代田町土地開発公社事業計画であります。令和2年度土地開発公社の事業計画を次のとおりとする。

1、土地造成事業計画。

(1) 用地名、やまゆり工業団地。

(2) 事業予定面積、7,595.49m²。

(3) 事業予定金額、100万円でございます。

こちらにつきましては、今年度行っておりますやまゆり工業団地造成工事の残工事であります側溝敷設工事等を、計画しているところでございます。

資料の2ページをお願いいたします。

令和2年度御代田町土地開発公社予算でございます。

(総則)

第1条、令和2年度御代田町土地開発公社の予算を次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入であります。第2款事業外収益、第1項受け取り利息、こちら、1,000円でございます。預金利子収入となっております。収入合計は、1,000円であります。

支出、第2款、第1項販売費及び一般管理費18万3,000円でございます。

理事等の報酬、または法人町県民税等の、事務費となっております。

支出合計 18万3,000円でございます。

収益的収入、支出の差し引き額は、マイナス18万2,000円となっております。

3ページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入です。第1款資本的収入は、0円です。

支出、第1款資本的支出、第3項土地造成事業費100万円でございます。やまゆり工業団地の造成工事となっております。

支出合計100万円でございます。

次の4ページから7ページにつきましては、ただいま説明いたしました事業計画予算の明細となっております。また、8ページ、9ページにつきましては、来年度の予定損益計算書、予定貸借対照表、10ページからは、予定キャッシュフローの計算書となっております。

最後に、11ページからは附属明細書となっておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

以上、報告をいたします。

○議長（五味高明君） 以上で報告理由の説明を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって令和2年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告を終わります。

以上で全ての議案に対する質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号から議案第32号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

――日程第41 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を

求めることについて――

○議長（五味高明君） 日程第41 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書200ページをお願いいたします。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

記

氏 名 山本邦重。

住 所 御代田町大字馬瀬口594番地12。

生年月日 昭和31年1月26日。

氏 名 関 久美子。

住 所 御代田町大字御代田4108番地1160。

生年月日 昭和30年12月17日。

令和2年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

こちらの人権擁護委員の推薦でございますが、本年6月30日をもちまして、現在の委員であります山本卓男委員、それから柳澤福美委員の2名の方が任期満了となります。このたびの任期をもって退任されることとなっております。後任としまして、山本邦重氏及び関 久美子氏を人権擁護員として推薦したいため、議会の同意を求めるものでございます。

山本氏は昭和49年4月から平成28年3月までの42年間の長きにわたり御代田町職員を務められ、その後、平成28年4月からはNPO法人はつらつサポー

ター事務局兼日常生活支援コーディネーターとして熱心に高齢者問題に取り組まれております。人格、識見も高く、積極的に地域の活動にかかわられており、適任者であります。

関氏は平成20年4月から平成27年3月までの7年間の長きにわたり保健補導員を務められ、その任期中には会長を2年、副会長を3年と、住民の健康生活推進のため、熱心に取り組んでいただきました。平成26年からはボランティアゆうあいの会の活動も行っており、平成30年4月からは会長としてボランティア活動にも取り組まれております。人格、識見も高く、積極的に地域の活動にかかわられており、適任者であります。

議会の同意がいただけましたら、法務大臣に委員の推薦をいたします。

任期につきましては、令和2年7月1日から令和5年6月30日までの、3年間でございます。任期につきましては、7月1日からでございますが、市町村が推薦し、法務大臣が委嘱するまでに期間を要するため、本定例会に提出するものでございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、諮問第2号を採決します。本案は、適任とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任という意見を付することに決しました。

―――日程第42 陳情第15号 医師養成定員を減らす政府方針の

見直しを求める陳情について―――

○議長（五味高明君） 日程第42 陳情第15号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情については、今定例会に提出され、受理しました。お手元に配付してあります陳情付託表のとおり、会議規則第95条の規定により、所管の常任委

員会に付託しますので、審議をお願いします。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

散 会 午後 4時28分